

令和4年第2回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	令和4年3月4日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令 和 4 年 3 月 7 日 午 前 9 時 00 分 令 和 4 年 3 月 7 日 午 後 3 時 55 分			議 長 西 原 好 文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	江 頭 義 彦	○	7	池 田 和 幸	○
	3	金 丸 祐 樹	○	8	吉 岡 隆 幸	○
	4	井 上 敏 文	○	9	淵 上 正 昭	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	8 番	吉 岡 隆 幸	9 番	淵 上 正 昭	1 番	石 津 圭 太
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地域振興課長	本 村 健 一 郎	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	基盤整備課長	武 富 元	○
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	一ノ瀬 和 義	○
	総務政策課長	山 中 博 代	○	こども教育課長	山 崎 久 年	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	幼児教育センター所長	西 村 真 由 美	○
	健康福祉課長	坂 元 弘 睦	○			
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 和 隆				
	書 記	百 武 久 美 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和4年3月7日

日程第1 一般質問

一 般 質 問 （ 令 和 4 年 3 月 定 例 会 ）

氏 名	件 名 （ 要 旨 ）
井 上 敏 文	1. 新型コロナ感染の対応について 2. 課長室設置などの役場機構改革について
三 苦 紀美子	1. まちミライ創生プランについて 2. 「子ども達の安全を守ろう」の再点検を
池 田 和 幸	1. 消防団の充実強化について 2. 公共施設個別施設計画（スポーツレクリエーション）計画の位置づけは
澁 上 正 昭	1. 空家空地対策の充実について
江 頭 義 彦	1. 通学路沿いの安全対策について 2. 駅から中学校までの安全対策を

午前9時 開議

○西原好文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和4年第2回江北町議会定例会会期4日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問となっております。

日程第1 一般質問

○西原好文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、配付しております質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

4番井上敏文君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○井上敏文議員

皆さんおはようございます。4番井上敏文でございます。今議会の一般質問、先陣を切って、トップバッターでございます。最初の質問者でございます。よろしく願いいたします。

ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、早速、一般質問の事項に入らせていただきます。

質問事項1点目、新型コロナ感染の対応についてということで質問に入らせていただきます。

新型コロナ感染については、年明けからオミクロン株による感染拡大に伴い、増加の傾向にあります。このオミクロン株による重症化率はデルタ株より下がってはいるものの、厚生労働省のデータによると、高齢になるほど死者が増える傾向にあると言われております。2月に入って、それまで若い世代中心だった感染が高齢者に広がっております。

このような状況の中、いかに高齢者の感染を減らすかが鍵であると言われており、高齢者施設等での対策やワクチンの3回目の接種を早く進めることが重要であると指摘されております。

質問の1点目です。

この3回目のワクチン接種については、先月、報告を受けた2月18日現在で佐賀県の接種率は18.3%、江北町の接種率は20.4%との報告を受けておりますが、現時点での本町での3回目の進捗率はどのくらいになっているのでしょうか。また、現段階で本町の進捗率は県下でどのくらいの位置にあるのか、お伺いをいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。坂元健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂元弘睦）

皆さんおはようございます。それでは、井上議員の質問にお答えしたいと思います。

3回目の接種についてですけど、国のワクチン接種記録システムにおける3回目の接種率でございます。最新の数字で、3月6日時点で本町の3回目の接種率は30.1%となっております。ちなみに、佐賀県が25.6%、全国の接種率については19.31%となっております。佐賀県と全国の接種率については、2月28日現在の数字でございます。

以上であります。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

接種率については、江北町、18日現在、3週間後ぐらいになりますか、10%ほど進捗率が上がっております。県の平均よりも接種率は高いという報告を受けました。

先ほどの質問の中で、県内でどのくらいの位置にあるのかというのを聞いたんですが、私、聞き漏らしたかも分かりませんが、それはその次に報告していただきたいと思います。

それで、本町の接種率30.1%でありますけど、65歳以上ということで先に接種を進められたと思うんですが、今若い人の感染率が高いと言われている中で、その接種率の内訳についてお伺いをしたいと思います。接種率の内訳の区分としては、65歳以上、それと64歳から12歳まで、それと11歳から5歳までの進捗率について、分かればお知らせ願いたいと思います。

○西原好文議長

坂元健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂元弘睦）

井上議員の再質問にお答えしたいと思います。

2月28日現在で本町の接種率22.98%、これは町長の所信表明でも言った数字でございます。この時点では、県内において13番目の接種率となっております。先ほど申しました3月6日時点で30.1%となっておりますので、少し伸びてきているのかなと思います。この数字についての佐賀県での順位というのは、まだ分かっていないところであります。

それから2点目ですが、年代別の接種率についてお答えしたいと思います。

まず、65歳以上、1,590人で57.7%、それから、60歳から64歳、86人で13.4%、50歳代140人で12.9%、40歳代181人で14.3%、30歳代145人で12.2%、20歳代88人で9.8%、12歳から19歳、2人で0.3%、5歳から11歳については3月から接種が始まります。本町では3月9日から接種券を送付いたします。3月17日から接種をスタートしますので、まだ接種をされた方はいらっしゃいません。

以上であります。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

接種率については分かりました。

今問題になっているのは、子供さんたちの感染が広がりを見せているという中で、11歳から5歳については、まだ本町は接種されていない、接種券の配付予定ということではありますが、ニュース等を見ておられますと、既に小学生あたりは接種を始めておられますというニュース等もあっておりました。この辺は早めに取りかかっていたいただければと思うところの質問でございます。

さらに、今、11歳から5歳までということでは5歳以上についての接種がほかの自治体では始まっておられますが、4歳以下のワクチン接種というのはどうなるんですか。考えられるのかどうか、分かればお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁求めます。坂元健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂元弘睦）

それでは、再質問にお答えしたいと思います。

4歳以下の接種については、まだ国のほうから方針のほうを示されておられませんので、この場ではお答えできないものと思います。

以上であります。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

4歳以下となったら、いろんなことが想定されますので、そう簡単にはいかないと思いますが、国の指導に基づいてやっていただければと思います。

ただ、江北町では感染者が多いという中で、園児等の感染者が多いということから、その辺が非常に心配になったところでもあります。

いずれにしても、接種率を上げるというのは自治体の対応次第と言われておりますので、今後しっかり取り組んでいただければと思っているところであります。

それでは、2点目に入ります。

毎日、県内の新型コロナ感染者数が報道されており、町内では保育施設、小・中学校、福祉施設等の公共施設においてもコロナ陽性者の確認が相次いでおります。

この新型コロナによる第6波のオミクロン株が拡大してから、本町の感染者数は隣接自治

体との人口に対する割合から見ても多いように感じられます。

ここはデータをパワーポイントで説明していきたいと思います。パワーポイントをお願いします。

(パワーポイントを使用) 新型コロナ感染の対応についてということで質問をしておりますが、そのデータとして、佐賀県のコロナの感染者状況、感染経緯をちょっとまとめてみました。いわゆるコロナ感染、第4波、第5波、第6波とありますが、第4波は昨年4月から5月、これが第4波と言われていたのですが、県内で最高は75人。第5波は7月から9月が第5波と言われておりますが、これが最高182人。第6波と言われるのが今年1月から2月、これは大きく感染者数が増え、最高は568人という数字になっております。

これを江北町の陽性者数で経過を見たときに、これは第4波、第5波、第6波となりますが、第5波では江北町は22人であったんですけど、その後、収束ぎみといたしますか、収まって、今月1月に入って、第6波で急激に増えております。1月のトータルは六十数名ですね。2月のトータルは224人となっております。

この感染者数の内訳として、年齢構成をここに掲げております。このブルーは10歳未満ですね。10歳代、20歳代、30歳代というふうに円グラフで表しておりますが、この30歳代までが多いというふうなことであります。約7割が30歳代以下ということで、今回の第6波のオミクロン株による感染者数は若い人が多いというのが江北町でも出ているということでございます。

次に、江北町ばかりじゃなくて県内も増えておりますが、隣接町等の感染者数の動きをデータとしてまとめてみました。江北町はブルー、大町町はオレンジ、白石町はグレー、太良町はイエローということで分けております。ここが第5波ですね。このとき、江北町は22人であったわけですけど、ブルーの江北町は1月に62人、2月のトータルが224人ということになっております。このグレーは白石町、白石町が多いんですけどね、当然人口も多いわけですが、これを1月、2月の合計ということでまとめてみました。江北町は1月、2月、合わせて286人、白石町は1月、2月の合計が360人です。白石町が多いようですが、白石町は人口が多いからですね。白石町は2万3,000人近くありますから、当然多いということになります。

これを1万人当たりの感染者数ということで比較してみました。1万人当たりで換算してみると、江北町は294人ということになるわけですね。ほかの大町町、白石町あたりは150人

前後、太良町はぐっと低いわけですけど、隣接町と比べて、大町町、白石町の150人に対して、江北町は1万人当たり300人と約倍あたりの感染者数であるというふうなデータでございます。

戻してください。

質問の2点目に入りますが、このように連日、コロナ感染者数の報道の中で、本町の感染者数は多いようにも感じますが、その要因としてどのようなことが考えられるのか。また、このことについてどのような対応をされてこられたのかをお伺いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

おはようございます。答弁の前に、昨日でしたけれども、私ども江北町では初めてとなります佐賀県防災ヘリとの合同の訓練を実施いたしました。本来は先週の予定でありましたけれども、昨日に延期になりました。それと、会場は花山球場だったんですけども、それこそ機を同じくしてといいたいでしょうか、岳地区の地域活動で実施をしていただいた彼岸花の植栽活動もちょうど行われておりました。昨日は大変天気もよくて、すばらしい訓練日和、または植栽活動日和だったんじゃないかなというふうに思います。安全・安心も、また地域づくりも、両方、我々の町にとっては大変大事なことであります。

特に、ヘリについて言えば、なかなか我々もヘリと一緒に活動するということがないものですから、やはりヘリと一緒に活動するときならではのいろんな注意点ということもあったと思います。そういうのもきちんと確認ができてよかったなというふうに思いますし、また、岳区の彼岸花の植栽については、恐らく今年は70周年、また秋には大変すばらしい花を咲かせて70周年を彩ってくれるんじゃないかなというふうに思います。この場を借りてではありませんけれども、関係者の皆様に改めてお礼を申し上げたいと思いますし、議員の皆様方の中にも、今回、御観覧、御参加いただいた方もいらっしゃいました。併せてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。お疲れさまでした。

さて、井上議員の御質問でありますけれども、なかなかやっぱり数字というのは怖いものです。使いようによってはいろんな見え方をするというふうに思います。今日もたくさんの傍聴の方が来ていただいておりますし、テレビの向こうではたくさんの町民の方も御覧いただいているというふうに思いますので、誤解なきよう少し申し上げた方がいいかなというふ

うに思います。

先ほどから、江北町はコロナの感染者が多いと。今回、御質問のタイトルが新型コロナ感染の対応についてということで御質問をいただいているんですけど、実はつい先日、町内のあるところに私はおりました。そしたら、近くにおられた町民の方が大きな声で、私がいるのは御存じだったんじゃないかなと思いますけど、江北町はいっちょんコロナの減らん、役場の対応の悪かけんくさいと言われていたんですよ。正直、少し悔しい思いもしましたけれども、それはそれとして、御意見としては受け止めんばいかんかなというふうには思いました。

御指摘のとおり、先ほどの数字のとおり、単純に人口1万人当たりですと相対的に江北町は多いです。それはなぜかという、1つには、1世帯の御家族の人数が都市部に比べて多いということが要因であるというふうに分析をしております。町内には、9人家族で9人全員陽性になられたという方もいらっしゃいます。それが一つの要因であろうというふうに思います。

それともう一つは、これも相対的にですけども、子供の数が多いということがあるんだろうと思います。おかげさまで江北町は人口が減らない町というふうに言われておりますけれども、これからの江北町の将来を担っていく子供たちが、たくさん江北町には住んでくれています。先ほどいみじくもといましようか、議員御自身、御指摘をされたように、やはり今回、年少者の感染ということがあったものですから、町内でも保育所などで感染が広がったというケースもありました。そういう意味でいきますと、子供の数が多いというのも一つの要因かなというふうに思います。

それともう一つは、これも相対的にですけど、子供の数の多さと一緒に、喜ばしいことでもあるわけですけど、やはりいろんな経済活動が活発だということなんだろうというふうに思います。もちろん江北町内、農業、自営をされている方もいらっしゃいますけれども、やはりいろんなところに通勤、通学をしていただいているわけですよ。それが江北町の特徴であり、長所だというふうに思いますけれども、そうしたことで、それこそ残念ながらといましようか、意に図らず感染をしてしまうという方がいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。

以上3点、1つには1世帯の家族の人数が多い、それと子供の数が多い、それと経済活動が活発であるということなのではないかなというふうに思います。

当然我々も、もちろんコロナそのものは世界中、誰も経験したことがなかったことに、それこそ住民の皆さんにも御協力をいただいて、我々役所も今対応をさせていただいているところでもあります。不手際やミスがあったかもしれません。ただ、我々としては、これまでどおり、これからもしっかり対応していきたいというふうに思っておりますし、単純に人口1万人当たりで比べては分からない、そういう要因もあるのじゃないかなというふうに思います。

というのが、先ほどお示しいただいたのでいけば、同じ1万人当たりでいけば、太良町さんなんかは物すごく低いですよ。じゃ、太良町さんが低いということは、今の論理でいけば、我々ができていないような何か物すごい対策を取っておられるのかなというふうに、勉強もさせていただきたいところですが、我々も横でいろいろ情報交換させていただいていますけれども、やはりそうではないといいたいまいしょうか、我々が頑張っているように太良町さんも頑張っておられるということなものですから、恐らくそういう地域の特性ということがあるのではないかなというふうに思います。ですから、単純な数だけでも比べられませんが、場合によっては単純な人口当たりということでも比べられないんじゃないかなというふうに思います。

かつてはといいたいまいしょうか、去年は陽性になれる方はそう多くありませんでしたけれども、正直言いますと、今はどなたが、いつ、どこで、どのように感染してもおかしくないという状況なんですよ。

そういう中で、町からもいろいろ呼びかけをし、先ほど健康福祉課長が答弁をしたように、ワクチン接種も、これはほかの市町に比べて早期に着手をさせていただいておりますし、それ以外のいろんな対応も取らせていただいて、まさに町民の皆さんと一緒にこのコロナに立ち向かっているわけですから、ここまで感染が広がると、先ほど御紹介した、役場の対応がと言われたときに、正直、一瞬、少し腹立たしい気持ちがあったんですよ。それは何かというと、やっぱりこれだけ町民の皆さんと一緒にコロナ対応を取っている中でそういうことを言われるというのは、何か町民の皆さんに言われているような感じがして、それが私は非常に、これだけみんな用心をして、みんなで対策を取っているのに出ているということなわけですから、そうすると、町民の皆さんのそうした努力とか、協力とか、理解まで否定されているような気がしたもんだから、後で冷静になって少し考えてみると、そうしたことによる感情だったんじゃないかなと自分なりに思っているところでもあります。

先ほど増加傾向とおっしゃいましたけど、増加傾向にはありません、高止まってはおりましたけれども。昨日は久しぶりに江北町の陽性者はゼロでした。1月18日ぶりです。約2か月ぶりですよ。もちろん、ぬか喜びするつもりはありませんし、議会の冒頭で言いましたとおり、県のまん延防止等重点措置は解除されましたけれども、やはり引き続き町民の皆さんには基本的な対策をしっかり取っていただく必要があるということも申し上げました。まだまだ、これから先は見えませんが、ひとまずは、昨日ゼロだったのは、正直、少しうれしかったです。やはりこうやって教育委員会も、特に今回、子供たちの陽性が増えたものですから、それぞれの対応に大変苦慮しながら、また関係機関とも相談させていただきながら、こうやって対策を取らせていただいているわけでありますから、やはりゼロというのはいいもんだなど。ゼロでうれしいのはコロナの数と借金ぐらいかと思っていましたけれども、大変、少し先が見えるというんですかね、ゼロだったんじゃないかなというふうに思います。

繰り返しては言いませんけれども、やはりそういう地域性というものがあまして、必ずしもそれを単純に、対応のよしあしということでは評価はできないんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

増えた要因ですね。町民の方もなぜやろうかと、単純にそう思われて、私も情報を得る中で、その感染者数を見るものですからね、そういうふうなことを感じたのは私だけでなく、町民の方も感じたろうと思います。その要因については、先ほど町長言われましたように、地域性があるということもありますので、そういうことだったと思います。

どのような対応を取られてきたかということに対しても、努力をされているというのは分かりました。

ただ、これまでの状況を見て、町民は非常に不安を感じていたというのは事実であります。町民の不安を払拭するために、どのようにしたらいいかというふうなことも考えていかなければならないんじゃないかなと思うわけですが、その不安を払拭するため、私が考えるに、もしコロナに感染した場合にはどがんすつきよかかねというふうなもの、町民の皆さんには

事前にお知らせをしておいた方がいいかなとも思います。

例えば、濃厚接触者と言われます。濃厚接触者の定義とはどういうものかですね。あるグループに入って、いろんな会合、あるいは協議、あるいは懇談会をしたとかいうときに、後で感染者——幼児の感染者があつて保育園が休園になり、その親御さんと話していたら、濃厚接触者じゃないかと。もう要らんことを想定せにゃいかんわけですよ。だから、その辺が不安に感じているということもあるかと思ひます。

そういう中で、この濃厚接触者の定義とはどういうものなのかですね。そういう条件であれば濃厚接触者にはならないですよというふうなもの町民の方にお知らせをしていく必要があるんじゃないかなと思ひます。家庭内——議長、ちょっと後ろのほうから話し声が聞こえますが、質問が集中してできません。

○西原好文議長

すみません、私語をお控えください。

○井上敏文議員（続）

続けていきたいと思ひます。

濃厚接触者の定義とか、家庭内感染になった場合の隔離の方法とか、あるいは感染した場合に自宅待機の容量あたりについても、そういったことをお知らせしながら注意喚起を促していかがかなというふうに思ひわけですけど、濃厚接触者等の定義についてお知らせを願えればと思ひます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

おはようございます。井上議員の御質問にお答えしたいと思ひます。

濃厚接触者の定義ということでございますけれども、陽性者の感染可能期間——発症日の2日前から療養解除までにおいて、陽性者と同居、あるいは車内とか航空機等を含んで長時間の接触があつた方、そして、適切な感染防護なしに陽性者を介護等されていた方、そして、陽性者の飛沫、もしくは汚物等に直接接触した可能性が高い方、そして、これが一番と思ひますけれども、手で触れる距離、目安は1メートル程度になるかと思ひますけれども、必要な感染予防策なしに、マスク等の着用をしないで陽性者と15分以上接触があつた方ということで認識をしております。

これについては、おおむねの目安でありまして、周辺の環境とか接触の状況等、個々の状況から判断しまして、保健所のほうで陽性者の感染性を総合的に適正に判断されるものということで認識をしているところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

現在の濃厚接触者の定義については先ほど総務政策課長が申しましたとおりでありますけれども、コロナ対策をせんばいかんごとになって2年ちょうどになりますもんね。私もちょうど2期目のスタートなものですから、この2年間はコロナのことだけやっていたわけではないですけども、本当にコロナの対策、対応に、それこそ追われた2年間でありました。今振り返ってみますと、もちろんそうした対策や対応をただけではなくて、やはりそれを通じていろんな気づきといたしまししょうか、そうしたものも得られた2年間だったなというふうに思いますし、少なくとも役場総員を挙げてこれまで対策は取っていたものですから、そうしたいろんな蓄積といたしまししょうか、そういうのもあるよなということも今実感をしております。

そういう中で、先ほど濃厚接触者の定義ということだったんですけども、実はこの濃厚接触者の定義というのも、かつてからは随分変わってきました。一頃は、陽性になった方のほうが少なくともマスクをしておけば濃厚接触者じゃないとかいうような時期もありました。ところが、先ほどからお話が出ておりますとおり、このオミクロン株というのは大変感染力が高いものですから、やはりそれだけで濃厚接触者というわけにはいかないということで、先ほど総務政策課長が申し上げたようなことになっているということですし、最近では、マスクをそれぞれしていたとしても、50センチ以内、15分やったかな、接触をしていれば、それで濃厚接触とみなすということになっているわけです。

というのは、先ほど御質問の中で、要らん心配とおっしゃいましたけど、実はそれは要らない心配じゃなくて、必要な心配なんだと私は思うんですよ。今は検査そのものがなかなかできない、検査の結果自体も時間がかかる。ただ、それを待つことができないぐらいの速さで感染が広がってしまうということがあるものですから、やはり濃厚接触者の疑いがあるとか、濃厚接触者の心配があるとかいうことであれば、そこは積極的に、例えば、不要不急の

外出を控えていただくとかいうようなことで、これまでも町民の皆様にご協力をいただいたところでもあります。ですから、もしかするととか、やっぱり念のためというところの心配が大事なんだろうというふうに思います。

もちろん、自分は大丈夫なんだとはっきりさせて、思う存分活動したいというお気持ちも分からないではないんですけど、これがなかなかそうは言えない状況が今続いているものですから、ぜひそこは、もし御心配の向きがあるのであれば、逆に、もし発症するのであれば、発症の期間も早くなりましたから、例えば、数日は少し行動を自粛していただくというようなことが必要なのかなというふうに思います。

もしかすると、後でまた課長が答弁するかもしれませんが、そういう状況に着目をして、私ども江北町では、ほかの市町では実施をされているところはほとんどありませんでしたけれども、町独自の無料の抗原検査を昨年の年末からスタートさせていただきました。やはり心配な方はいらっしゃるだろうというふうに思います。ですから、そうした心配に寄り添うという意味では、町では無料の抗原検査を独自で実施したということは、ぜひ併せて御承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

このコロナ感染による町民の皆さんへの注意喚起については、毎日、防災無線のほうで放送をされております。一番最初に放送されておりますので、その緊迫感は伝わるものの、外出を控えてくださいと、基本的なことを放送されております。

それは当然のことではありますが、先ほども言います町民の不安払拭のために、私は情報として濃厚接触者とはどういうものかというのも町民の皆さんにお知らせすれば、そういった自覚ももっと出てくるんじゃないかなというふうな気もしまして提案したところでございます。この情報伝達手段については、今後またさらに検討していただければという気がして質問をしました。

それと、コロナ感染者が増えている中で、以前に、町民の皆さん注意してくださいという手段の中に、公共施設等の使用については禁止しますというふうなこともありました。そういう町からの指令に基づき、いろんなイベント、区の会合等も中止をされて、町民の皆さん

には緊迫感が伝わったと思うんですけど、今回は主催者の判断に委ねるというふうなことであったわけです。今回、なぜ公共施設等の使用禁止等の指令を出されなかったのかなというのは町民の声としてあります。というのも、いっそのこと町からそういった施設の利用については禁止しますというふうに言われたほうが主催者ははっきりすると。主催者のほうも非常に迷われておるのが現状であります。

このように、公共施設等の使用、あるいは区の皆さん、町民の皆さんの会合等について、そのような公共施設の使用について、今回、なぜ主催者の判断に任せたのか、あるいはなぜ使用禁止にしなかったのか、説明をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ちょっとすみません、答弁の途中ですけど、傍聴者の方にはお願いです。椅子の合い中を空けているのは、密にならんように今回間隔を取っております。大ホールのほうでもテレビモニターで視聴できますので、できるだけそっちのほうを御利用いただければと思います。よろしくお願いたします。申し訳ありません。

それでは、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ただいまの御質問、通告をいただいていたもんですから、恐らく自分が答えんばいかんのかなということで、関係課長は大変戸惑い、おののきしているようだったもんですから。

具体的にどの件をおっしゃっているのか、私がちょっとよく分かりませんが、先ほどから申し上げておりますとおり、この2年間、我々が相手にしてきた新型コロナウイルスというものも、時にはいろんな変容を繰り返して、いろんな形で我々人間社会に忍び寄りろうとしているわけでありまして。そういう中で、かつてはそうしたいろんな大規模な集会とかイベントとか、そうしたものが感染の舞台となるような状況がありました。

ただ、先ほどいみじくも御指摘いただいたように、今回の感染の舞台といえましょうか、場がどこかということ、家庭内であるとか、または保育所であるとか、やはりこうしたところが感染の、言ってみれば拡大の現場というんですかね、ということになっておりましたし、それこそウイズコロナという言葉があります。

そういう中で、町の活動をどうやって維持していくかという、このバランスが非常に大事だということがありましたもんですから、恐らく施設については、教育委員会が所管してい

るものもありますし、それ以外の施設もあると思いますけれども、我々の中ではそうした前提で、当然、一定の感染防止対策を取っていただいた上で使っていただくということで、それぞれ関係課でも判断をしたもんだらうというふうに思います。ですから、ウイルスの状況であるとか、実際の感染の形態であるとか、やはりそういうところを見ながら我々も対応をしていくということの中での判断であるというふうに御理解いただきたいと思います。

ただ、とはいえ、町の施設全部、使用禁止に今回しなかったわけではないんですよ。例えば、白木パノラマ孔園、おかげさまで、今ここは大変キャンパーの方に大人気で、それこそ平日、休日を問わず、しかも町内、町外どころか、県外からもたくさんの方がお越しにきています。しかし、ここは町の施設でもあるし、そういうふうに本当に広い範囲からお越しになるもんですから、ここは実は今回、予約のほうはまだ停止をさせていただいています。

今回、まん延防止等重点措置の解除に当たって、どうするかということも議論をいたしました。ただ、役場についても3月31日までは今の警戒体制は独自に継続するということを決めましたし、これからまた春休みになります。恐らくいろんな形で、行楽シーズンということで、もしかすると白木パノラマ孔園にもたくさんの方がお越しいただくのではないかなということがありましたけれども、ここはここで、やはりしっかり止める必要があるということで、4月10日まで、春休み期間の終了までは、実は白木パノラマ孔園については来場をお断りするということで、繰り返しになりますけど、施設ごと、また感染の状況を見ながら、町としては必要な制限をさせていただいているというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

その都度対応しているということでありました。

このコロナについては、減少傾向にありつつも、まだ下げ止まりといたしますか、なかなか収束、落ち着かないというふうな状況であります。オミクロン株の亜種であるBA.2あたりにも、ヨーロッパ等については感染が広がっているというふうにニュースも流れております。引き続きこのコロナ対応については注意が必要というふうな感じがいたします。

時間もないようですので、次に行きます。

令和2年12月議会での一般質問の中で、本町の執行部関係者にコロナ陽性者が出た場合、

役場の業務の在り方について質問をしましたが、そのときの答弁として、業務が継続できるよう、具体的なシミュレーションを立てて対応したいと答弁されております。

仮に役場職員にコロナ陽性者が多数確認され、やむを得ず役場を閉庁せざるを得なくなった場合、町民への対応はどのようになるのかということで、質問の3点目、コロナ感染により役場が閉庁せざるを得なかったときの窓口対応を含め、どのようなシミュレーションを立てておられるのか、お伺いをいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

井上議員の御質問にお答えしたいと思います。

役場閉庁時の窓口対応を含めて、どのようなシミュレーションを立てているのかということとでございます。

現在の対応については、町職員の新型コロナウイルス感染症の対応については、マスクの着用、検温、消毒といった基本的な感染防止対策の徹底と併せて、同居家族等が体調不良、もしくは濃厚接触者となった場合には、速やかに特別休暇による自宅待機ということで、早め早めに対応を行っているところでございます。

それで、庁舎内の感染防止対策ということで実施しているわけでありましてけれども、仮に職員の間で感染が拡大したということになった場合には、令和2年10月に策定をしております江北町新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画に基づきまして業務を行うこととしております。これについては、従来どおり継続しなければならない業務、そして、実施方法を変更、縮小して対応する業務などを課ごとに選別して、最大4割の職員が欠勤した場合においても業務を継続できる計画となっております。それ以上の状況になった場合においても、この計画を基本として業務を継続していくということになるかと思っております。

また、窓口の対応等については、接触により来庁舎同士の感染、もしくは職員と来庁者の間で感染する可能性が高いということでありますので、対面による窓口の業務は一旦中止して、電話や郵送、そして、ファクシミリ、電子メールにより対応をしたいと考えております。

このように、一部、業務の縮小や対面での窓口対応を中止せざるを得ない状況におきましても、役場は閉庁せずに業務を継続するように考えているところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、オミクロン株による感染拡大ということで、これは報道発表もいたしましたので、人数だけならよろしいかと思えますけれども、役場職員でもこれまで4名の陽性が確認をされました。

ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、例えば、いわゆる濃厚接触者の定義でいえば、まだ濃厚接触者にはなっていないけれども、やはりこのウイルスの状況に鑑みて、先に先にといいましょうか、念のためにといいましょうか、ということで、同居家族に濃厚接触者がいる、または体調不良者がいるということが確認された時点で、実は役場職員は出勤を停止といいましょうか、出勤させないということにしております。そういうこともありまして、最終的には、やはり同じ家族なものですから、職員自身も陽性になりましたけれども、その以前から出勤をしていないという状況で、役場内での感染拡大というのは防ぐことができました。

それで、先ほど課長が言いましたけど、それでもなおといいましょうか、仮に役場の中で感染が拡大した場合でも、先ほど申し上げた計画を策定しておりますけれども、恐らく一兩日中には業務については通常業務で再開ができるというふうなことで想定はしております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

了解しました。そういうことにならないように願っておるものの、仮にそういうふうな役場職員の方、多くの感染者が出た場合のことも心配をしたわけですけど、その内容については分かりました。

2点目に入ります。

課長室設置などの役場機構改革についてということで質問をいたします。

昨年、機構改革が行われ、5月から課長が1か所に集まって執務する課長室が設置されました。この課長室は、各課の連携強化と決定の迅速化を図るためとされ、課長級10人のうち、議会議務局長や会計室長等を除く6人の課長が役場2階に課長席を設け、また、教育長席も

課長室に隣接をしております。

このような状況の下、住民への対応としては今担当課の課長代理ほか担当職員が対応しておりますが、町民の声として、相談に来たときに、以前のように決裁権者である課長がそばにいたほうが話はしやすいと、用件も早く済むというふうな声も聞きます。町民の声です。

また、内部から見ても、課長が2階にいるときは、課長からは課の職員の業務状況や姿が見えず、現場の把握ができるのかなということも課内での不安はあるかと思えます。課長が以前のように担当課にいれば、課の職員のフィジカル面——身体面ですね、あるいはメンタル面での健康管理についても目を配ることができると思えます。

この課長室設置等を含む機構改革が実施されて、約1年がたとうとしております。

ここで質問ですが、客観的に見て、この課長室体制を廃止し、以前のように課長席を所属部署に戻したほうがよいとの町民の声は多いようです。これについて、町長の所見を求めます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、世界では、ウクライナへのロシアの侵攻が大変世界的な課題として毎日報じられております。もともとロシアというのは、以前はソビエト社会主義共和国連邦やったですかね、いわゆるソ連という連邦国家をなしておまして、それがいろんな冷戦時代等を経て、今、ロシアという国があるわけでありまして。

そういう中で、今ああいう、言ってみれば戦争のような状況が今の現代の中で起こるなんていうことは考えられもしませんでした。実際それを我々は目の当たりにしているわけでありましてけれども、やはりなかなか時代は混沌としておるなというふうに思います。

先ほどから御質問をいただいている、この新型コロナもそうであります。2年前に今まで聞いたことなかったような新型コロナウイルスというものが、まさに世界中にはびこって、蔓延をして、我々が経験したことのないような事態に、それこそこれまで対応をしてきたところでもあります。

そういうことの中で、我々の物の考え方や暮らし方、また働き方も大きく変わってきております。以前から働き方改革というふうなことを言われたりしておりますけれども、最近では非常にテレワークというのがいろんなところで実施をされるようになりまして、恐らくこ

れからの時代は、そういうテレワークの時代だろうというふうに思います。役所の中でも、私どもも一時期、テレワークの予行演習みたいなことを少ししたことがあったんですけど、佐賀県庁などでは、もっと積極的にテレワークというものが実施をされておりますし、それこそこれから我々の将来を担う子供たちには、今タブレットが一台一台配布をされて、万が一のときには自宅でも授業ができるという状況になっております。

そういう中で、今議会の冒頭でも申し上げましたとおり、これから70周年を、単純にといましようか、町民の皆様と一緒に祝う、そして、江北町のことを知っていただくということに併せて、やはり新しい時代にふさわしいいろんな体制に変えていく必要があるというふうに私は思っております。

そういう中で、これからの時代を見据えたときに、我々役場職員も今までと同じような働き方では駄目だというふうに私は強く感じております。私自身も佐賀県庁、武雄市役所、それと議員の秘書をして、今こういう仕事をさせていただいておりますけれども、私自身も役所の人間として働く中で、そうしたことも踏まえて、今こうした立場にあり、またこれからの新しい時代を展望し、役所の新しい仕事の在り方として、課長室ということで設置をさせていただいたところであります。

なかなか役所にお越しにならない方は、ちょっと誤解していらっしゃると困りますので申し上げますけれども、別に課長室に課長たちを閉じ込めて外に出していないというわけではなくて、例えば、こういう一般質問の答弁の準備であるとか、また課長同士の打合せであるとか、また自分たちとの協議であるとか、またどこかで今度自分が説明をしなければいけないときの、言ってみれば知的作業といましようか、やはりそういうものがこれから課長に求められるもんだというふうに思っております、課長が通常の業務に埋もれることなく、そうした町政全体に目を配り、経営者の一人として仕事をやってもらうために課長室というものをつくりました。

ちょうど1年たちましたけれども、なかなかさりとて、この課長さん方は、ずっと課長室に座っている課長はほとんどおりません。それこそ自分の課と課長室とを行き来したり、また町長、副町長との協議をしたり、また現場に出かけていったりということで、言ってみれば二重生活というんですかね、原課と課長室を行き来しているということでありまして、時には、今度担当者たちが上に上がってきて、お客さんたちの窓口対応とは別に、少ししっかり議論をするような場にもなっています。

今回、井上議員から課長室について御質問されるということなので、どうぞどうぞというふうに申し上げました。というのは、この1年たって、私としてはやっぱり課長室をつくってよかったなというふうに思っているものですから、今申し上げたようなことを御紹介できればなというふうに思っていたんですけど、通告を拝見すると、もともと1年間しっかり検証してというふうにおっしゃっていたのが、御質問がいきなり廃止したらどうかということから、それは御質問ではないんじゃないかと私もちょっと思うわけですよ。

ですから、やはりここは質疑の場ですから、この1年間やってみてどうだったんだということから御質問をいただければ、今申し上げたようなことも御報告させていただいた上で、その上で、ぜひこれからも継続したいという答弁をしたいなというふうに思っていたところであります。

石の上にも三年、3年間はこの課長室の体制でやっていきたいと思えますけど、さっき言いましたように、各課でも課長のほうは業務をしております。行ったり来たりしておるものですから、4月からは少しバージョンアップといたしましょうか、そうした行ったり来たりすることを前提に、若干、物品等の整備というかな、配備はする必要があるかなというふうに思っているというのが今の現状であります。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

町長も行政内部におられたということですが、私もかつて行政内部におった者であります。行政内部から見れば、町民の方がいろんな相談に来られるときに、受付は担当職員、事務的なことは担当職員でしますが、やはり町民の方は、課長はどこにおるというふうな声をよく聞きます。そういうことで、課長に言いたいんだというふうなことで町民の方が来られるケースがあると思うんですよ。そういうときに、苦情の処理、相談相手、相談するには、私は行政内部にいた者として、すぐに課長が対応できるような体制を取っておくのがいいんじゃないかと思いました。

人事権は町長にありますので、私たちがとやかく言うことではありませんが、私たち議員は町民の皆さんの代弁者であります。町民の声を届けるのが私たちの仕事でもあります。こういった町民の声があるというのを御認識いただければと思って質問をしたところであります。

す。

○西原好文議長

町長、時間ですので、簡潔に。山田町長。

○町長（山田恭輔）

井上議員もかつてはこの江北町役場で重責を担われていたということは重々承知しておりますし、我々の先輩でありますから、ぜひこれからもいろんな形で御指導いただきたいというふうに思います。

ただ、先ほどおっしゃったように、行政内部にいらっしゃったからこそとおっしゃったところこそ、私はこれからやはり変えるべきだというふうに思うんですね。これからの行政の在り方そのものが変わっているわけですから、やはり従来どおりではいけないという思いのでことでもありますので、そこは町民の声を代弁していただいているということでもありますから、今日御説明した私の真意もぜひ今度は代弁していただいて、町民の皆様にもお伝えいただければ幸いです。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

終わりということは言います、時間が来ておりますので。

町長の答弁は分かりました。町長の意向を町民にも伝えていきたいと思いますが、町民がそれを理解するかどうかはまた別の問題だと思います。

ということで、今回の一般質問を終わります。

○西原好文議長

4番井上敏文君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時10分。

午前10時1分 休憩

午前10時10分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

6番三苦紀美子君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○三苦紀美子議員

皆さんおはようございます。議長より発言を許可されましたので、——先ほどの質問にもございましたように、コロナにより多くの皆様が心を痛められたことと思います。一日も早くこれ以上の犠牲が出ないよう収束してほしいと願っているところでございます。

前に通告した分についての一般質問に移らせていただきます。

江北町まちミライ創生プランについての質問でございますが、当件に関しては既に決着していると多分皆さんお考えだと思いますが、町民の中から、プランに関して何も見えない、何ばあと4年間するとねというような相談を受けまして、私も深刻に勉強をしていなかったものですから、困った点が多々ありました。原点に立ち返り疑問点をお伺いいたしますので、ぜひ町民の方に分かるように御説明をお願いしたいと思います。

なお、今回は私の考えが明確に皆さんに伝わるように事前に趣旨説明を加えさせていただいておりますので、町民の方々に御理解いただけるようなすばらしい答弁がいただけることを期待しております。全町民の皆さんへ明確に伝わるよう簡潔な答弁を求めたいと思います。

まず1つ目、当プランの町行政における位置づけについてをお伺いいたします。

5年間の業務を執行するに当たっての指針であり最重要課題と考えます。令和3年3月に制定された以降の広報「こうほく」の表紙の見出しは、令和3年5月までは「子や孫に誇れる郷土 江北」でしたが、6月号以降は「2022年町制施行70年」となりました。今回のプランでもある「多様な芽が豊かに実る新田園都市 江北」は目につきません。少し残念に思いますが、このことについてどうなのかということで、まず1問目お答えを願いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

三苦議員の御質問にお答えしたいと思います。

まちミライ創生プランの行政における位置づけはということでございますけれども、これについては令和3年6月の答弁でも申し上げたかと思っておりますけれども、江北町まちミライ創生プランについては、社会情勢や環境が日々変化する中で激しく変わる時代の変化を見ながら、町が30年後も活力ある町であり続けるためのビジョンや目標、それらを実現するために令和3年度から5年間の重点的に実施していく基本的な目標と施策を幅広く盛り込んだ計画

と位置づけているところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

そうですね。今御説明いただきましたけど、今1年過ぎて、本当に町民がこれから先はどうなっていくかというのが分からないでいるというこの状態こそ、私は江北町として恥ずべきことだと思っております。しっかりとしたこれからの対策を期待しておりますが、どうですかね、本当に先ほどおっしゃいましたように、5年間の業務執行するに当たっての指針は私も何回も何回も読ませていただきました。最近やっと、町民の方からこれはどがんなっておるとねと言われたときに、あっと思うような、少し頭に入ることができましたので、やっぱり頑張ることは大事なんだなと思っております。

子や孫に誇れる江北、そして、これから本当に町制施行70周年、これも大切な大切な行事であると思っております。全ての町民の声に耳を傾けられたのはどうでしょうか。これは今回に限りほとんどできていないんじゃないかなという気がいたします。過去の質疑応答から、今回策定に当たっては、出前講座や町政懇談会など、またインターネット、区長会等による話に基づくとの回答でしたが、町民の何割の方が対象になったのでしょうか。私は同僚議員が質問されたようにアンケート調査を実施し、町民の方々に令和3年度以降のまちづくりをみんなで考えましょう、誰もが住みたい江北、住んでいてよかった江北、子や孫に住んでほしい江北と、皆様の御意見等と案内することにより町民皆さんの関心が高まったのではなかったかと思えます。私は現時点、アンケート調査が最良の手段だと思っております。町長は、すみません、駅名変更に当たりアンケート調査は町を二分するとのことで実施されませんでした。今回はなぜ実施されなかったのでしょうか。十分時間的には余裕があったと思いますが、お尋ねをいたします。

日本国憲法第15条に「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と明記されております。出前講座等で町民全体の意見が集約されたでしょうかね。私はそうは思いません。この文言をどう受けられておりますか。後ほどお答えいただいて教えていただきたいと思えます。

開催されたという集会等で出された意見の内容を分析され、どのように反映されましたで

しょうか。駅名変更時に出された駅活性化事業等に係る住民説明会実績が（資料を示す）このようなものを出していただきましたね。今回もぜひこのようなものが欲しかったなど、私のみならず、声を届けてくださった町民の方の声でございます。

それでは、ある町民の方がちょっとこれからの施策が分からないのでと役場にお尋ねしたところ、インターネットで確認してくださいとの回答でありました。その話を届けてもらったときに、何と町民への対応の悪さがあるんだろうと、私自身恥ずかしい思いになりました。インターネットがないところ、それから、我々みたいな高齢者とかなんとか、そういうのに全然縁がないのは町政に対しては関わり合っちゃいけないということなんですかね。現代はいろいろな電化が進んでおりますが、ちょっとそれは違うんじゃないかなという気がしております。第5次総合計画では町民の皆さんへダイジェスト版が配られましたよね。今回のプランは議会に諮っていないから知らせる必要はないとお考えなのでしょうか。そういうことではないと思いますが、このことについても考え方をお伺いします。

令和3年2月19日、議会例会でいただいた概要版を（資料を示す）これです。なぜ町民の方へ配布されなかったのか、それが不思議でなりません。回答されたインターネットほどのくらいの方がアクセスされたか、後ほどお答え願えればと思います。

それでは、次に移ります前に、今までのところで町長をはじめ、総務課長、お答えできる場所をお願いしておきます。

以上です。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

これは先日、3月1日の佐賀新聞に掲載されておりました記事であります。「自治体の計画最小限に」という見出しでありました。内閣府会議分権へ基本原則ということであります。ここの中身では何が書いてあるかというと、自治体が計画作成を拒否できないのは計画と補助金が連動することが多いためだと、認定を得た自治体だけ補助金を交付という中央主権的な手法が霞が関ではいまだに横行しているというふうに書いてあります。

2020年時点で我々自治体が国から計画作成を義務づけられた条項数は202件に上ります。どういうことかということ、いろいろ今は地方分権とか地域主権とか言われておりますけれども、実は我々江北町もそうですけれども、やはり国からのいろんな補助金を得なければ、い

ろんな事業がやっていけません。実はそのときの条件にといいましょうか、こうしたいろんな計画の義務づけを我々がされておるところであります。要は計画にのっているものでなければ補助金は交付しないとか、策定したところだけが補助金の交付対象にするとか、実は目に見えませんが、そういう意味では我々自治体というのはまだなお計画というのものに、ある意味がなじがらめにされているというふうに言っているのではないかなと思います。

そういう中で、国のほうもいろんな動きがありまして、先ほども御質問の中に少しあったかと思いますが、これまで義務づけをされておりました、いわゆる総合計画というものを必ずしもつくる必要がなくなったということは、私は大きな一歩だというふうに思っております。従来はよく計画行政という言葉が言われていました。やはり我々の行政というのは5か年計画とか10か年計画とか計画を立てて、それに基づいて進めていかなければいけないというふうに言われております。ところが、今日の議論でもお分かりのとおり、今は一寸先は闇、何が、いつ、どこで、どんなことが起こるか分からないということの中でも、それぞれの自治体が自らの将来展望を描き、そして、そこに向かっていくために様々な事業を行い、またスクラップ・アンド・ビルドをし、そして、そこに向かって進んでいくというのがこれからの町の在り方だというふうに思いますので、何というんですかね、幕の内弁当じゃないですけど、どこの市や町も同じような計画ということではなくて、やはりそれぞれの町の特性とビジョンに基づいてこれから行政を進めていかなければいけないというのは火を見るより明らかだというふうに思います。

そういう中で、我が江北町としては従来の総合計画ということではなくて、まだ一方で策定の義務づけがされております地方総合戦略を、それに代わるものとして今回策定をしたということでもあります。先ほど言いましたように、これまでは計画行政という意味でいけば、これからはどちらかというところとやっぱり経営行政、もっと言うなら行政経営だというふうに私は思っておりまして、今回のプランもそうした観点から作成をさせていただいたところあります。

少し言い過ぎるかもしれませんが、では、この総合戦略というものは誰に対する戦略なのかということなんですよね。もちろん住民の皆さんにもお示しをし、当然、議員の皆様方にもお示しをいたしましたけれども、実はこの総合戦略をつくっていないといろんな地方創生関係の補助も国からもらえないということがあつた中で、全国すべからく恐らく総合戦略はつくっているんだらうというふうに思います。となると、住民の皆さんにはもちろんでありま

すけれども、実は国に対して、江北町はこれからこんなことをやろうとしているよということをしきんとエントリーするという意味が強んじゃないかなというふうに思います。本来、戦略という名のものは、本当は人に言うものではないんですよ。それこそ戦争を持ち出してはいけませんけど、やはりお互い作戦があって、お互いがいろんな形で、言ってみれば我々は競争をしているわけですが、これは江北町だけのオリジナルだよとか、江北町はこういう形で今から町を進めていこうかというのは、そういう作戦とか戦略というのは、本来は、何というんですかね、我々行政活動を行う者が、ひそやかにとは言いませんけど、持っておるものではないかなというふうに思います。

ただ、そういう中でも総合戦略をつかって住民の皆さんにお示しをするということも大事でありますし、我々もそうしたことはさせていただいてきたつもりであります。もしそれが足りないということであれば、これからまたさらにそうした知っていただくチャンスというのはつくりたいと思いますけれども、実はこの戦略というのは、町が町として具体的なものを進めていくための寄る辺だというふうに思いますから、やはり我々はそれ以上に、それと同じくらいかな、我々職員自体がこれから江北町の行政活動としてこんなことをやろうとしているということをしきんと落とし込む必要があるというふうに思います。

先ほど御紹介をした記事の中には、こういうことも書いてありました。

地方版総合戦略、先ほど御質問いただいた件ですけど、その作成を全自治体に要請と。地方自治体総合研究所のアンケートでは、8割がコンサルタント会社に作業を外部委託していたと書いてあります。8割がですよ、町でつくったんじゃなくて業者に委託して、その町の作戦を決めてもらっているというわけですね。本当にそれでそれぞれの町の個性が出るでしょうか。少なくとも私ども江北町は、当時は政策課が中心となって、まさに我々が日々行っている行政活動を踏まえた上で、我々が手作りでつくらせていただいたものであります。それは取りも直さず、我々自身がそれに従って、それを実行する役目があるからです。ですから、先ほどあったように、本当に先ほどからおっしゃっているような意味合いがどこまで今の時代にあるだろうかということについては私は疑問を持たざるを得ません。ただ、せっかくだら手作りなら江北町らしい戦略にしようということで今回作成をさせていただいたところでもあります。

今回、内閣府で示されたこの自治体の計画を最小限にということの中には、国が自治体に計画作成を義務づける場合は、必要最小限にすると、作成が努力義務の計画も、できる限り

新設はしないと、計画の内容は、なるべく自治体の判断に委ねると、新たな計画は、既存計画との統合や、複数自治体との共同作成を可能にすると、これが国が示すこれからの地方分権の在り方だというふうに思いますし、我が町はそれに沿ってこれからもやっていきたいというふうに思っております。

じゃ、国から言われた計画だけつくればいいのかというと、私はそうではないと思います。ほかの町では必要ないかもしれないけれども、我が町には必要なプランというものはあると思います。今回も議会の中で議論があると思いますけれども、我が町が今回策定をいたしました江北町新総合排水計画、これは何ら国からの作成義務はありません。法律にも書いてありません。ただ、これからの江北町の安全・安心を守るためにはこれは必須だということで議会にも御理解をいただき、議会にも明日ですかね、御説明を最終的にさせていただきますけれども、これは国から言われてつくった計画ではなく、まさにこれからの江北町を維持していくために必要な計画だというふうに思います。

それに、前の質問で国の指導というふうな言い方がありましたけど、なかなか国も指導される余裕がないわけですよ。方針は決められます。でも、それを具体的にどうやってその町らしく進めていくかというのは、先ほどあったように、町の判断に委ねられています。例えば、定額給付金、江北町は100%給付ができました。あと、ワクチンの接種、これも例えば、65歳以上に打つとか、3回打つとかいう方針は国が決められますけれども、それをどうやって円滑に進めていくかというのは、国ではなくて我々町に任されています。定額給付金についてもワクチンの接種についても我々は我々なりのプランを立て、そして、これに基づいて実行していきまして、これは計画ではありませんけれども、災害時の災害時避難行動要支援者というものがありません。かつては県内で一番登録者が少ないということで言われて、それから今度逆に500人ぐらい登録をされておりました。ところが、中を見ますと、お一人で元気なところか、ほかの人まで連れて一緒に逃げてくれるような方も独居の高齢者ということで名簿に入っておりました。それでは本当に我々が災害に遭ったときに必要な方に援助ができないねということで、江北町独自に災害時の早期要避難者と、10分の1になりました、50名。これも国から言われてやったわけではありません。国が後からそういうことも考えられたようですけどね。

こういうふうに、国から決められた計画はつくらないと補助金をもらえませんし、しっかりつくっていきますし、どうせつくるならいいものにしたいという思いはありますけれども、

必ずしもそれだけではなくて、これからは町に必要ないろんなプランや戦略や計画を町が独自に町ならではにつくっていくということが大事なのではないかというふうに思います。

アンケートのお話をされました。だから、計画を策定するためのアンケートということではないんだろうというふうに私は思うんですね。広報、広聴という言い方がありますがけれども、先ほども町民の御意見を代弁してという御質問をいただきましたけれども、いろんな形で今は町民の皆さんの御意見を伺わせていただく機会がありますし、町の考えもいろんな形でお伝えをする機会があります。ですから、計画行政からの脱却と、経営行政の脱却ということの中で、住民の皆さんとのコミュニケーションとか、逆に我々町がいろんな形で情報をお伝えするということは、非常にバリエーションが増えてきているんだろうというふうに思うんですね。ですから、その計画にはアンケートをとということではなくて、いろんな方法を取って住民の皆さんの御意見は聞きたいというふうに思いますし、逆に言えば、そういう計画のためのということでないようであれば、そういうアンケートという手法も住民の皆さんの御意見を聞く一つの手段ではないかなというふうには思います。

繰り返しになりますけれども、国から義務づけられた計画をつくっていればいいという時代では既がないということは、ぜひ認識を一にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

三苦議員の御質問にお答えしたいと思います。

具体的な数値というようなところでありますけれども、何割の方が対象となられたかというようなところでございます。これについては、区長会、町政懇談会、出前談義等の開催に約2,700名の方が御参加いただいておりますので、町民の約2割から3割の方が対象ということになるかと思えます。

ちなみに、第5次総合計画の策定をされた際には全ての町民の方を対象にアンケート調査が行われたということではなくて、各世帯に1人ずつアンケートをされておまして、回答については2,017人ということでありましたので、町民の約2割弱ということであったかと思えます。

続けてになりますけれども、町民の関心が高まる方法がアンケートじゃなかったかという

ことでございます。これについては、令和3年3月議会、6月議会のほうでも答弁をしておりますとおりに、アンケート調査も町民の皆さんの御意見を酌み取る一つの方法、関心を高める一つの方法であるということだと思いますけれども、先ほど町長も申しましたとおりに、意見を聞く方法については、今多様化の時代になっておりまして、一人一人がスマートフォンを持つ時代であります。ホームページやフェイスブック、メールなどにより御意見を聞くことも増えてまいりました。今地方分権の時代の中で、自治体の主体性、自主性が認められるようになり、その規模によっても多様化しているのではないかと考えております。大きな市や町においては、直接町民の皆さん、市民の皆さんの御意見を聞くことは難しいかと思っておりますけれども、本町においては出前講座や町政懇談会などで直接町民の皆さんの御意見を聞くことができると考えておりますので、これも関心を高める一つの方法ではないかと考えております。

そして、全ての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないということの考えということでございますけれども、先ほど議員も申されたように、これについては日本国憲法第15条第2項に規定されている条項でございます。首長や議員を含めて、全ての公務員は住民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないということでもありますので、それはもうそのもの、そうだと考えております。

それと、どのように意見の分析をして反映したかということでございますけれども、まちミライ創生プランの22ページから31ページのほうに基本項目、基本的方向及び具体的な施策についての反映をさせております。資料については、すみません、ミライプランのほうをお渡ししていたかと思っておりますけれども、もし、ないということございましたら後もって議会事務局を通じてお配りをさせていただきたいと考えております。

すみません、概要版の配布をなぜしなかったかということにつきましては、ちょっと前任者にそこまで確認ができておりませんが、引継ぎ等の不足もあったかと思っております。もし御希望があらわれましたら、総務政策課のほうでお配りをさせていただきたいと考えております。

あと、すみません、町民の方にちょっとお電話等で御不快を与えたということにつきましては、私ももう少し考えたらもっと違う対応ができたのではないかと非常に残念に思っておるところでございます。今後はそのようなことがないように指導していきたいと考えております。一応、先ほど計画の伝え方について申し上げましたけれども、

町のホームページのほうには策定したことをお伝えしているということでございます。ただ、それだけでは不十分ということでもありますので、広報紙等でもお知らせをすべきであったのではないかということだと思います。重ねてになりますけど、御希望があれば総務政策課のほうでお渡ししたいということ考えております。

あと、インターネットへのアクセス件数についてでございますけれども、これについては2月28日現在で1,107件のアクセスがあつているところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私も先ほど総務政策課長が言いましたからあれですけど、1点言い忘れておりました。もしお問合せ、例えば、総合戦略が欲しいというふうに住民の方がお電話をいただいて、それはインターネットに載るけんインターネットを見てくださいというやり取りであったとすれば、その対応した職員については厳重に指導をする必要があるというふうに思いました。でするので、もしよろしければ、誰が言ったのか、そこはぜひ後でもお知らせいただければ、しっかり事実確認をした上ではありますけれども、やはり指導をする必要があるなと思います。もちろん、やり取りがどういうやり取りだったかがよく分からないもんだからですね、もしかすると御家庭のほうで、お宅のほうでインターネットを御覧になれますかと、それは見られるくさいと、いや、そしたらですよ、江北町のホームページを見ていただければ、ここにがんして載っておるですもんですねもし言ったということであれば、特にそのやり取りそのものは逆に厳重に指導するようなものではないというふうに思うもんですから、もちろんお相手があられることですから、受け止め方というのはあるんだろと思うんですよね。ですから、そこは我々としてもしっかり、まず、事実認定というか、確認はやっぱりする必要がありますなというふうに思うもんですから、もし議員御指摘のような、言ってみれば、半ばつけんどんにといいましょうか、しゃくし定規にというような対応であったとすれば、それはやっぱりこれからの糧にもさせていただきたいと思うので、ぜひそこはお知らせをいただければというふうに思います。

それで、先ほど御紹介をした佐賀新聞の記事、結構大きく載っていたんですよ。だから、御覧になった方も多いうふうだと思いますし、それだけやっぱり大事なことなんだろうと

いうふうに思います。そこの中には、こういうことが書いてあります。例えば、厚生労働省の障害者計画など11の計画に携わる自治体職員数は、ある県の例で、県は13人、市が8人、町が5人。小規模町村では、1つの係で複数の計画を担当しているということが指摘されております。

我々は人口1万人弱の小さな町であります。この小さな江北町が、今年70周年、30年後の100周年も活力ある町として維持をしていくためには、前に御紹介したですね、私はやはり割り切りと相乗りという2つが大事だというふうに思っています。割り切りというのは、なるべくそういう固定的な経費とか固定的な業務というのをやはり減らしていくということが大事なんだろうというふうに思うんですよ。これも例えば、地方総合戦略とか何々計画というのは、自治体の規模に関係なく、国はとにかく計画をつくれということになるわけですね。そうすると、当然、小さな町であればあるほど、その一つの計画に割かなければいけない人も時間も多くなるということでもあります。ですから、割り切りと言ったのは、もちろん策定の義務があるものはしっかり策定をせんばらんとしますし、どうせつくるならいいものをつくりたいという気持ちはありますけれども、ただ逆に、殊さらに、国からこう言われているから全力でという、ほかの大きなところは1人で1つぐらい持てばいいんですけど、うちは1つの係で何個もそんな計画をつくらばいかんということになるものですから、とにかく一にも二にも具体的な実効性を伴う、そして、町ならではの計画ということが大事なんじゃないかなというふうに思います。やはりそうしたことを減らしていかないと、ほかの市や町と同じように、何というのかな、それだけの時間と、やっぱり物理的にはかけられないものですから。ですからこそ、我々のような小さな自治体こそ、こうしたいろんな国の規制が外れるのであれば、それをやはりしっかり捉えてやっていくということがこれからの町の在り方かなというふうに思っております。

こういう自治体側の声が紹介されてきました。ほかの計画と目的が重複し、作成の意義が乏しい、作成の効果に比べ、人員や予算の負担が大きいと、こういうのが実際の自治体側からの意見だということでもあります。私自身がそういう意見ということであると、またいろいろ問題もあろうかと思えますけれども、この内閣府の会議の中では、自治体の声としてはそういうものが出されていたということを御紹介させていただきますし、私も町政を預かる者としては、さもありなんというふうには思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

私のほうからですけれども、ここにまちミライ創生プランの計画書を持っていますけれども、まち・ひと・しごと創生法が平成26年にできております。それで、第9条及び第10条に基づき、国の総合戦略は緩和して、町のまち・ひと・しごと総合戦略、以下、地方創生版総合戦略を策定するように努めなければならないとなっています。地方創生の充実、強化に向けて切れ目のない組織を進めることが求められることから、創生プランに地方創生版戦略を内包して今回新しくつくったわけです。

ですから、平成26年ですから、うちが1回目につくったのは平成27年10月にまち・ひと・しごと創生のプランをつくったわけですが、一番国が言っていたのは、日本は人口が減ると、平成20年に始まった人口減少は、今後、加速度的に進んでいこうということでございました。そういう中で、人口が減少すると、消費の低下は日本の経済に大変な重荷になるということでございます。ですから、国としては2060年、令和42年になりますけれども、1億人程度の人口を確保することを目標にしてつくられたわけです。

ですから、これがうちの江北町まちミライ創生プランについては、人口のところを見てもらえれば分かりますけれども、江北町は平成の時代に人口が減っていないと。そしてまた、この2回目のプランにおきましても江北町の人口プランにつきましては、逆に1回目より数値的には上げております。というのが、実際、国立社会保障・人口問題研究所が出した人口の推計よりも江北町の人口の推移は下がっていないということで、そのことが町の、何というんですか、よそよりも江北町はいいなど、未来的によそよりも本当に羨ましがられるんじゃないかと、こういうことだと思っんです。ですから、国勢調査でも今回少し減りましたけれども、ほとんど減っていないということでございます。

そういう中で、江北町まちミライ創生プランの中には、一番初めに考えられるのが将来ビジョン、人口ビジョンなんですよね。そして、土地の利用、それから、将来の都市像ということで、基本目標1に「暮らしを守り、豊かなまちを創造する」ということを掲げ、そして、基本目標2には「人の対流をつくり、人を育む社会を共創する」ということであっています。ということは、どういうことかといいますと、江北町の総合計画につきましては、3つになっていました。構想と計画と実施計画やったんですね。ですから、これは構想なんですね。

そいけん、中の小さいことについてはおのおのしていかにやいかんですけれども、私が思うに、小さな町ではやっぱり財源と職員の労力、それから、時間、そして、我が町の計画ですね、私は我が町の計画は行政の考え方、町政の公約だと思っています。それに対して、人口が減っていく中で何をどういうふうにするにすればいいかということの実施計画をつくっていくにやいかんと思っています。

そういう中で、公共施設等の維持管理計画がありますけれども、今度は学校とか長期的な改修をしたいということを言っていますが、今、過疎が、あと10年あるわけですけれども、そういうような中で何をしていくかということも含めながら、江北町の行く末を考えながら、本当に具体的な実施計画をつくっていく必要があろうかと思っています。そのことについては、今年、公共施設等の考え方についても議会に示していかなければならないと思っています。ですから、これは中を見れば、町民の皆さんが人口が減らなくて、いかににぎわいができる町をつくるかということで漠然と書いてありますので、具体的なことについては、先ほど申しましたように、職員の労力、時間、それから、財源も含めて検討していきたいと思えます。

このことにつきましては、今後またしっかりと江北町の考え方に沿った事業計画等をつくっていく必要があると思っています。それは江北町総合計画の中にも実施計画がありましたけれども、それと似たようなところの考え方を示していく必要があろうかと思っています。

以上です。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

最後に一言だけにしますが、先ほど総務政策課長が引継ぎができていないと言いましたのは、私がそこは修正をします。引継ぎというのは、もともとお配りせんばいかんということが引き継がれていなかったからできていないというふうな趣旨の答弁を多分したんだと思いますけれども、この戦略をつくった当時のメンバーはメンバーで、いろんな公開の方法であるとか、インターネットには載っているというふうなことも含めて、そこはしっかりやったものですから、だから、前から引継ぎを受けていないからということではなくて、今回御要望があったように、そのインターネットだけではなくて、ほかの知らせ方もしたほ

うがいいという御意見であれば、それはそれで別途対応させていただきますというふうに御理解をいただいたほうがいいなというふうに思います。

先ほど言いましたように、本当に国から義務づけられているからつくった戦略ではありませんけれども、本当にすったもんだして、いろんなことを議論しながら、私からも何回も書き直させられたりとかしてできたプランではあるんですよ。ですから、当時のメンバーはメンバーとして、本当に大変だったと思います、ほかのところみたいに外部委託していないわけですから。というぐらい、実は一生懸命つくったものでもあります。

ただ、これも今2回目なんですよ、戦略も。国も大分温度感が違います。とにかく世の中は今から地方創生だというふうなことだったのが、コロナのこともあったかもしれませんが、最近あんまりそういう話は、前ほどは聞かないですね。ただ、5年間で切れるもんだから、また次の5年間はつくらばいかんということだったもんですから、多分、国の温度感というか、熱量も少し違っていたような気はしますし、先ほど申したような割り切りとは言いませんけれども、やはり町としてこれからどがんことばせんばいかんやろうねという、我々のまさに作戦として使いましたので、公表についてはインターネットということではありませんけれども、ただ、そういう計画だからこそ町民の皆さんが知ってみたいということであれば、従来のインターネットだけではなくて、例えば、広報で、それこそ今年70周年なもんですから、江北町は今こういうプランに基づいてというか、プランを持ちやっていますよというのは、例えば、広報なんかを使って、先ほど副町長が言いましたように、あれをそのまま見て、おお、という、やっぱり少しマニアックというか、何といたらいいですかね、役所的なところもあるもんだから、そこは少しかみ砕いて、江北町ではこんなビジョンを持っていますよというのは、場といいましょうか、機会といいましょうか、つくってもいいなというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

それぞれの立場でしっかりと答弁していただきまして、ありがとうございます。ただ、上層部だけのことを考えていらっしゃるかなというのも半分ぐらい受け止められました。何でかと思ったら、本当に高齢者で声を届けていただいたのは私よりもっと高齢の方なんですよ。

江北はどがかなりよるとね、これから先どがんなると、前こがんとの来よったろうかと、それもなかとねと、あんたたち議員がよかと言うたとねと言われました。別によかと言っていいんですけど、しなくてもいいという国からの伝達だと思いますが、その中にも町長は先ほど江北らしい施策、そして、江北町ならではの施策をすれば、本当にそれは町民にとっては大変すばらしい幸せなことだと思いますが、理解されないまま上滑りでいくようなことやなくて、ああ、とみんなが感じられるような、あそこに書いてあったとは本当に今度してくんしゃったね、今の役場はすばしかなねと言われるような、そういうところまで持っていきたいんですよ。だから、上だけやなくて足あたりの町民の方の声を聞き届けるには、最後やっぱり何とかここで――印刷しなくてもいいんですけどね、ちょっとしたのを各家庭に配布できればと願っているところでございます。

総務大臣通知の第51号で、なお書きに基づくと、改正法の施行後も地方自治法第96条第2項に基づき、市町村が自主的な判断により引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であるとされています。国もこの件に関しては重要課題であると認識されていると思っております。私もこの総合計画と同じ位置づけであると認識しておりますので、しっかり町民の声、町民へのプランの伝達を徹底していただければと強く要望するところでございます。

令和3年3月議会の同僚の質問で、江北町誌を全戸配布し、こぞって町を学ぶ機会にしたいと町長御答弁いただきましたよね。それと同じなんですよね。やっぱり初めから終わりまでみんなが見ているかといったらそうじゃない。でも、興味のある分はしっかりと町民は見詰めます。今も大事ですけど、これから先の江北がもっときちんとした対応であってほしいと思っていますので、こういう質問をさせていただきましたが、どうでしょうかね。やっぱり今の時代についていけない人は置き去りにしてもいいとお考えでしょうか、そのことについてははっきりと答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

少し寂しいですね、そういうふうを受け止められるのは、置き去りにしていいなどと言ったつもりはありませんし、そんなことさらさら思ったことはありませんし、そんなことを前提に御質問されるというのは、非常に私は寂しい思いがします。

別に上層部だけで持っているわけではありません。先ほど申し上げましたように、我が町では外部委託をすることなく、役場職員のみんなの力でつくった戦略でありますから、どう印象を持たれるか、どういうふうを受け止めておられるかというのは人それぞれですから、それは否定はしませんけれども、ただ、それを既に事実というような言い方はぜひおやめいただきたいと思います。別に置き去りにしていいなんて全く思っておりません。置き去りにしてはいけないというふうに思っておりますから、そこはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

その上でではありますけど、総合戦略について中身をお知りになりたいという方がいらっしゃれば、インターネットでなくても役場のほうでお渡しができるようにしたいというふうに思いますし、先ほど言いましたとおり、それこそ議員の皆様方のような上層部の方はそのまま御覧になっても、ははあ、こういうふうなことを町はやろうとしているんだというのをお分かりになるかもしれませんけれども、なかなか一般の町民の方はこれをこのまま見てもお分かりいただけないところがあるかもしれません。ですから、先ほど申し上げたように、広報などを通じて少し分かりやすく、ぜひ理解いただけるような工夫をして、町制70周年ですから、例えば、広報などで総合戦略の御紹介はさせていただいていいと思っています。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

いろいろと本当に考えてくださっていることは分からないわけでもありません。でも、町民の皆様方もこのダイジェスト版、これから何をするのかを知りたいと言っている方には、インターネットもない、不自由かけん役場に行かれんという方たちもいらっしゃるんですよ。我々は健康だからいろんなことを想像できますけど、そういう人のためには議会の皆さんにも議員にもお願ひしますので、やっぱりこういうのを今までずっと配ってきたことを、なれ合いじゃないんですけれども、やってください。これからの4年間、町民の方と議会と、それから、行政と一緒にあって、分からないところは分からないでお互いに助け合うということで、ぜひこの概要版を皆さんで考えていただくことを強く切望して、時間がないですので、答弁で、はいどうぞ。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

1点お願いをしたいと思います。

議員の皆様方、まさに今お手元にお持ちであります。今回のように、もし議員の方々にそういう声が届けられれば、実は我々は説明を受けたばってん、今回の戦略というのはこういうもんらしかよとか、コピーをしてまでは言いませんけど、そいぎんた、私が役場に言うておくけんが家に届くごとしとくねと言っていたいただければ、役場で、どこ区の何々さんが、これのなかと言って、欲しかと言いよんさった、インターネットもちょっと使いきらんと言いよんさっけんが、よかぎんた役場で届けてくれんねと言ったら、多分喜び勇んでお届けをするんじゃないかなというふうに思います。

前の質問でも町民の皆さんの意見を代弁していただいているのは私も十分理解をしております。ただ、逆もあると思うんですよね。やはり執行部と町民の皆さんをつないでいただいているということですから、特に議員の皆様方には基本的には決まる前に、しかも一度となく、何度となく、議員例会を通じて議員の皆様方にはいろんな情報を提供させていただいております。こんなに議員例会に毎回首長が来る場所は多分ないんじゃないでしょうかと思いますけど、それは私が必要だからやっていることでありますから、ぜひそういうことであれば、もし議員の皆さん方にそういう声が届くのであれば、いや、こうやって実は執行部から説明を受けたとばってんさというごたることを一言添えていただければいいですし、ぜひそういう声は一般質問でなくても、もしお聞きになられたときに届けていただければ、すぐに持ってまいりますから、ぜひそこをお願いいたしたいと思います。

以上でございます。（「次に移らせていただいてよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

次、行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

それでは、まだ希望と期待を捨てておりませんので、またそのうちに町長にじきじきにお願いに上がるかもしれませんが、その節はよろしくお願いいいたします。

次に、子供たちの安全を守ろうの再点検をということで質問させていただきます。

国の交通安全による緊急対策、子供の安全な交通を確保するための道路交通安全環境の整備促進、小学校の通学路点検実施の継続が決定されたのを受け、令和元年12月に子供の安全

について質問させていただきました。前回は止まれのマークを見るために白線をお願いしたんですが、今傍聴にも来てもらっていると思いますが、交通安全母の会の話合いを続けるうちに、我が町のカエルマークを小道から町道に出るところに書いて貼っていただくかすると、子供たちが喜びながらマナーを守って必ず一旦停止をするという手助けができるのではないかと結論になり、今回再度の質問でございます。「無事かえる」、カエルの生きた活用をぜひお願いしたいのです。町としてのお考えをお聞かせください。交番前の足型の止まれの設置、子供たちにも喜んでもらっております。ありがとうございました。

急いでいるからでしょうがね、左右確認しないで飛び出す子供も間々見かけるんです。この子たちが今事故に遭っていないからよかったものの、もう一度町内の通学路点検を学校側、行政、そして、我々母の会もついてまいりますので、点検していただき、子供たちを地域で守っていこう、そういう運動をもう一度強く起こそうではありませんか。地域活動として交通安全母の会、お役に立つことがあれば、みんな喜んで子供たちのために頑張ると言ってくさっています。先日も役員で、「無事かえる」ということで交通安全のマスコット作りをしてもらってました。とにかく事故が一件でも起こってしまえば、今までのボランティア活動も台なしになるのではないかと心配しております。通学道路の安全対策をどのように考えているか、一人の犠牲を出すこともなく命を守る施策をしていただきたいと思っております。

時間がありませんので、続けて2問。

今、「こども110番の家」で子供たちを見守っていただいている方に、敬意と感謝をささげます。せっかくの御協力の標示があまり目立たない感じで、車と並行のほうに貼ってもらっていますので、多くの方が見えにくいとのことで声が届いています。貼る場所、掲示場所が道路と並行じゃなくて、分からないかもしれませんが、せっかくの好意が埋もれてしまっています。誰にでも分かるように小さい旗を作るか、それもあくまでビッキーがついている、道路からはっきり見えるように御協力いただいたらと願っております。

先ほど申したように、「無事かえる」ビッキー君に「こども110番の家」と入れていただくと、かなりのイメージアップになるのではないかと思います。時間がありませんが、課長、少し御答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、三苦議員の質問にお答えをしたいというふうに思っております。

通学路の交通安全対策につきましては、毎年、関係機関との合同の点検をしております。その中で改修が必要な箇所につきましては、関係機関と協議をした上で行っていております。

ビッキーの「無事かえる」というキーホルダーが恐らく以前製作をされておりました。お守り代わりということでキーホルダーがあったのではないかなというふうに思っております。ビッキーのマークを道路に路面標示するという事は、今のところは、やっている足型マークで御理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、「こども110番の家」の件であります。

「こども110番の家」というのは、主に通学路近辺の町民の方や事務所、店舗等の方に協力していただいて、子供たちが犯罪に巻き込まれないようにというような制度だと認識をしております。本町においては、平成11年頃からPTA、あるいは育友会が中心となり取り組み始めたと聞いております。現在は町内130件ほどが「こどもの家」として登録をされております。目立つ知らせ方が考えられないかということではありますけれども、住宅の事情等もありますので、現状そのままということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

課長、どれぐらいの皆さんとの会合をしていただきましたか。そのことについては町長も副町長も入りましたか。子供たちのための——カエルというのは我が町のシンボルマークでしょう。だから、それを入れるか入れないかぐらいのことは。例えば、今日は即答でね、ああ、みんなと一緒に頑張りましたよと返事をいただくかと思っておりましたけれども、今のままで。私は何回も車で回っていて見ていますけど、のぞかないとせっかくの誠意が、「こども110番の家」が見えないんですよ。だから、そういうことも含めて言っているんですよ。

今のところ何も事件が起こっていないし、それは町民の皆様、周りの方のお力のおかげだと思います。もちろんその中で行政の力も入っておりますけど、あと一歩というところで、

先ほどの1問につき、2問につき、この2問につきましては、あと一步のところ、私も頑張りますので、時間になりましたので、これで終わらせていただきます。議長ありがとうございます。

○西原好文議長

三苦議員、答弁はよろしいですか。（「もう少しありました。じゃ、教育長すみません、お願いします」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

三苦議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど課長が答弁した形についてと併せて、三苦議員におかれましては交通安全母の会ということで、マスコットを新入生に配布していただいたりとか、あるいは子供の見守りをしていることは本当に感謝を申し上げたいと思います。

私も昨年6月に千葉県八街市の案件があってから、いつ何どき江北町の子供たちがそういう被害に遭わないとも限らないということで、非常に心を痛めておるところでございます。

そうした中、子供たちが安全に対する意識とか、自分の命を守る行動、態度というものをしっかり身につけるということが大事だろうというふうに思っております。御指摘いただいた部分もあると思いますけれども、小学校の校長先生、中学生の校長先生とも、子供たちの安全がきちっと確保できて、そしてまた、子供たち自身も自分たちの命を守るという意識を持つような指導を継続していただきたいというふうに考えております。4月はまた新しい年度になり、新入生も入ってまいります。できれば保護者の方と自宅から学校までの道のりを歩きながら、また安全の、ここは注意しようねというような親御さんとの関わりも持っていただくようお願いしたいということで小学校のほうには話をいたしました。そうしたところ、昨年度も2回、3回と保護者の方で子供さんと一緒に登校したという例も、春休み中に実施をしたということもございますので、引き続きまたそういった働きかけもしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。（「議長、一言」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

教育長ありがとうございました。これからも私たち、ともにしっかりと子供たちを守る活動をしてまいりますので、力を合わせていただくことをお願い申し上げまして、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○西原好文議長

6番三苦紀美子君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時25分。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

7番池田和幸君の発言を許可いたします。御登壇願います。7番池田君。

○池田和幸議員

皆さんこんにちは。7番池田和幸です。前の2人が白熱していましたので、時間が午後からもとなりますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

今回、2問通告をしておりますので、まず1問目、消防団の充実、強化について質問します。

総務省消防庁は今年1月に、昨年4月1日時点の全国の消防団員数が80万4,877人だったと発表した。前回調査の2020年4月より1万3,601人、1.7%少なく、過去最少を更新した。

入団者3万4,553人に対し、退団者は4万8,154人で、20代から30代の入団が減少傾向にあり、若者の消防団離れに加え、新型コロナウイルスの影響で勧誘活動が停滞している。女性団員は117人増の2万7,317人、学生団員は17人減の5,387人です。

消防団は全市区町村にあり、計2,198団で、佐賀県の団員数は1万8,061人、前回調査より408人、2.2%減少したものの、人口10万人当たりの団員数は2,207人で全国1位となっています。

ここでモニターで、今言ったことを少し説明したいと思います。

(パワーポイントを使用) まず最初に、令和3年4月時点の消防団員数は80万4,877人で、前年度より1万3,601人減少しています。これは、この表の上のほうに書いております。そして、先ほど言いましたけど、女性団員と機能別団員が増加になります。機能別団員の説明

をしますけれども、基本団員と同等の活動ができないなどの人が、特定の活動、役割に参加する制度で、消防職員、団員OB、被雇用者、女性等が担い手となることが今後想定されています。ただし、この3つ、女性団員、学生団員、それから、機能別団員も消防団数には含まれるということですので、その辺はいろいろこれからも課題になってくると思います。

続きまして、昨年に比べて消防団員数が大幅に減少している理由が、団員数の減少以上に入団者が減少したことで、年齢別を見ると、若年層の団員構成率が減少しており、30代以下は4割程度となっています。この表を見ていただくと、若干小さいですけれども、団員数の年齢層の推移が分かると思います。

続きまして、年齢層団員の入団者数を見ると、20代から30代の若年層の入団数は減少傾向にあり、40歳代及び51歳以上の入団者の数は、逆に一定の水準で推移をしているということでもあります。

戻してもらっていいでしょうか。

そこで、町の消防団は、団員の定数が315人ですが、質問の1つ目、現在の団員数は定数どおりに保たれているのか。2つ目、よく言われる過疎化と都市化が混在している中、各分団、各部の定数の検証が必要ではないか、まずお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えします。

まず、質問の1つ目、現在の団員数は定数どおりに保たれているのかということですが、条約定数が315人ですので、これに対して実人員数315人ということですので、定数どおりに保たれているということになります。

そして、2つ目ですけれども、過疎化と都市化が混在している中で、各分団、各部の定数の検証が必要ではないかということになります。今のところは各部とも定数を満たしている状況ですが、各部においては、団員定数を確保できない場合においては、ほかの部と調整を行っている地区の部もあるということになりますので、過疎化が進んでいる地区の部に関しては、今後さらに団員確保が難しくなると思われます。

今後の課題といたしましては、各部定数の検証を行い、そして、見直しも必要になってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

それでは、再質問をしたいと思います。

1つ目、災害が多発、激甚化し、消防団の役割もさらに多様化し、重要なものとなることから、若年層の消防団への新規加入者の取組が課題と思いますが、何か対策はされていますか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の再質問にお答えしたいと思います。

若年層に対する新規加入の取組というようなところだったかと思います。

消防団への加入に係る取組につきましては、各部において対象者がいらっしゃる世帯を回って消防団への加入をお願いされ、新入団員の確保がなされているということでございますけれども、消防団のほうの役員、部長会等においてお話をされてからされているということで聞いておりますけれども、今、特段に若年層をターゲットに新入団員の確保の取組ということではできていないかと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

行っていないということですので、それはぜひ何か知恵を出して行っていただきたいと思っております。

後でまた出てくると思いますので、続けて質問をしたいと思います。

質問の3つ目、地域住民の方に消防団の存在意識や役割を十分に理解していただき、消防団に加入をお願いすることへの取組はどうしていますか。

4つ目、消防庁の検討会からは、消防団が災害時に具体的に果たす役割や平時に行う活動について、国や都道府県は各市町村に必要な情報収集、情報提供を行うべきと言われていま

すが、具体的な通知等はあるのでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの御質問の回答と重複してになるかと思いますが、消防団のほうで各地区の対象者の世帯を回られて加入のお願いを、新入団員の確保のお願いということで回られているということでございます。

そして、国や県からの具体的な通達等があるかということで御質問でございますけれども、これについては、文書による具体的な通達等はありませんけれども、消防庁のホームページ等にも消防団の位置づけや役割、活動内容等が掲載されておりますので、こちらでの情報共有はできているのではないかと考えております。

少しお話をさせていただきますと、消防団については、消防組織法に基づきまして全国の各市町村に設置されている組織でありますけれども、その構成員である消防団員については、ほかに本業を持ちながら、自らの地域は自らで守るという精神に基づきまして、消防防災活動を行う非常勤特別職の地方公務員ということで位置づけられております。平常時、非常時を問わず、その地域に密着して住民の安心と安全を守るという重要な役割を担われているということで認識しております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

通達はないということでもありますけれども、文書での通達は多分あると思います。課長もあっていると言われていましたので、特に今年の4月からはいろんな意味で防災、昨年まで大きな災害が発生して、昨日も森林火災の訓練もありました。そういう意味では、多分変わってくると思いますので、その辺は確認をしていただきたいと思いますが、1つ私もホームページのほうで、総務省、消防庁ではホームページにおいて、最新の施策や各消防団における取組事項例を掲載し、消防団団員入団促進キャンペーンにおいて、若年層が興味を持つようなタレント等を起用したポスター、PR動画、ユーチューブや電車内ビ

ジョン等の若年層が触れる機会が多い媒体を活用した広報事業を実施しています。

このような広報ツールを利用しての入団促進を実施してはどうかと思いますが、その辺いかがですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えいたします。

若年層への新規加入のキャンペーンというようなところがございますけれども、今後、町の消防団に確認を取りながら行っていけたらということで考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

私はこの通告書は3週間前に上げているわけですね。ちょっと課長には失礼ですが、確認を行ってと言われましたけど、確認は既に行っていないといけないんじゃないですか。そのための通告制です。今から確認を行いよったら、私、ここで回答がもらえないわけですよ。だから、その辺は各消防団のほうに事情を聞かれて、どういのがいいとかいうのはやはり相談すべきじゃないのかなと思います。

そうしないと、我々議員が質問をする、まず、回答はもらえないですよ。何かの施策でこれをお願いしますと言って、それはちょっと今、できるかどうかは検討しますというのは分かりますけど、私が今回、消防団に関して質問した件につきましては、実際に消防団で活動をされている方がいらっしゃるわけですから、その辺は事情聴取はできたんじゃないかと思います。その辺はどうですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど総務政策課長が答弁しましたとおり、おかげさまでいいでしょうか、幸いといいましょうか、我が町においては現在、定数の消防団員が確保できております。これは本当に団員の皆さん、特に団長をはじめ、やっぱり役員の皆さん方、また、各部の役員の皆さん方

がまさに足で稼いでそうやって確保していただいているおかげだなというふうに思いますし、心から感謝を申し上げたいと思います。

というのは、先ほど来、全国的な状況について池田議員からは御質問をいただきました。減少していると。ところが、一方で我が町については、先ほど申し上げましたように、こうやって定数が確保できているというのは、ある意味誇らしい気持ちにもなりますし、これは繰り返しになりますけど、やはり団の皆さん方の御協力のおかげだというふうに思います。

その一方で、じゃ、これからどうなのかということで行きますと、先ほど都市化と過疎化という言葉を使っていたかもしれませんが、これからも今のままでいいのかというと、そこはそうは思っておりませんので、それについて先ほど課長は、団長をはじめ、団の皆さん方も協議をしながらというつもりで多分答弁をしたんだろうというふうに思いますし、そうさせていただきたいと思います。

確かに、部ごとの定数の在り方であるとか、あとは、例えば、昼間の出勤にどのくらいの人数が対応できるのかという即応性の問題とか、あとは、女性消防団の問題、実は20市町のうちに女性消防団が組織されていないのは、私どもの町を含めて3町しかありません。ですから、今日の佐賀新聞にも防災担当に女性職員が少ないという記事が載ってございましたけれども、そういうことも含めて、やはりこれからは女性消防団の組織化ということもやっていく必要があるかなというふうに思います。

それで、先ほどキャンペーンのお話をされましたけど、町でキャンペーンというよりは、これは国とか県のほうもいろいろやっていただいています。コマーシャルもしていただいて、直接そういう方々の心に響くようなコマーシャルもしていただいていますし、佐賀新聞のほうでも先日、うちの団員も載っていましたが、来たれ若者ということでもしていただいているというふうに思います。どうしてもやっぱり町単独のキャンペーンということになれば、費用の問題もありますし、タレントといっても町が呼べるタレントというと、なかなか果たして若者の心に響くようなタレントさんを起用できるかということもあるものですから、ここはやはり国とか県のキャンペーンにしっかりコミットしていくということが大事だろうというふうに思います。

繰り返しになりますけど、課長が言った団と話しながらというのは、これからの在り方については、幾つか課題といたしまししょうか、テーマがあるものですから、これは当然、これからしっかり団と話しながらさせていただきたいという趣旨であると補足させていただきます。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、次の質問の中身を変えて質問したいと思います。

次に、報酬等の処遇改善は、団員の士気向上や家族等の消防団活動への理解を得るために不可欠であることから、消防団員の報酬等の基準の策定等の検討は行われているようです。

そこで、質問の5つ目、江北町消防団の定数、任免、給与、服務等に関する条例第12条、第13条が規定されていますが、現在の報酬及び費用弁償の支給はどうされていますか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えいたします。

報酬及び費用弁償の支給はどうしているかということでございますけれども、条例の規定に基づき支給をしているところでございますけれども、報酬については、8月と1月の年2回に分割して支給ということでございます。

費用弁償については、職務に従事する場合において、4月分から7月分を8月に、8月分から11月分を1月に、12月分から3月分を4月にということで、年3回に分けて支給をしているところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

分かりました。

そしたら、質問の6つ目、報酬及び費用弁償についての検討を今されているようですが、地域防災力の中核を担う消防団は、災害が多発化、激甚化する中、ますます需要が高まっています。その辺については何か別のことはありますか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

報酬及び費用弁償についての検討ということであったかと思います。

これについては、消防団のほうからの具体的な要望等は上がってきておりませんので、今のところ特段の検討というのは行っておりません。ただ、今後やはり議員言われるように、災害等も多発、激甚化する中で、その重要性を鑑みながら、また消防団のほうと話をしながら、確認をしながら、そういったところも見直しをしていく必要はあるのではないかとということで考えております。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど御質問いただいたのは、機材、装備の充実とそのための訓練ということですね。（「それは次の質問です」と呼ぶ者あり）そうでございますか。じゃ、私が違っておりました。

ちょっと費用弁償について申し上げますと、先日、佐賀県議会でも地元選出の石倉県議が執行部に対して、消防団の処遇等について執行部にただしていただいております。

先日も石倉県議ともお話をしましたけれども、これは私ども江北町だけというよりは、少なくとも県内でも大分いろいろ実態がまちまちのようであるものですから、ここはやはり少し県内全体を見渡した中で検討というか、そういうこともする必要があるというふうなことで意見が一致したところでもありますので、ぜひ県のほうからもいろんな情報をいただきながら、これから報酬と費用弁償の在り方については議論していきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そこで、ちょっと私の提案ですけれども、費用弁償に関して1つ質問したいと思います。

今、第13条に費用弁償が規定されていますが、災害発生の場合ですとか警戒の場合、夜間を通じた訓練及び会議の場合は、どれも1回につき900円が支給されている条例になっています。災害発生の場合は特に危険を伴い、また、長時間の現場待機等で過大な、過酷な作業があると思います。見直しの必要があるとすれば、まず、時間給の900円をできれば検討し

ていただきたいと。

これは4月から、消防庁からもよく検討するよというお達しが多分来ているんじゃないかなと思うんですけども、その辺は今の段階で答えられる分、お願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど私が答弁いたしましたのは、まさにその御指摘の点でありまして、そうした報酬の在り方というのが市町で本当にばらばらというか、それぞれであります。やはりこれからの団員確保であるとか、また、そうした活動に見合った報酬、費用弁償ということを考えていく必要があるというふうに思っておりますので、先ほど申し上げましたとおり、県のほうでもそうした質疑がされたということでもありますし、そこをテーマとしてこれから研究させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

よろしくお願ひしたいと思えます。

続けて、次の質問に行きます。

質問の7つ目、消防団の装備等の充実のため、消防団車両や地域の防災施設の整備と、消防団の所有する機材について、点検整備及び取扱訓練を徹底する必要があると思えますが、いかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員御指摘のとおり、1つには、やはり活動の効果を高めるため、そして、実際に活動に従事していただく団員の皆さんの安全確保のためにも、我々江北町としましても、各種の装備、機器等の更新、充実を図っておるところであります。

ただ、導入しただけでは、やはり使い方がよく分からないといけないものですから、それぞれのそうした機器、または設備の導入に合わせて、これまでも操作方法等の訓練をさせて

いただいているところであります。

一番分かりやすいのは、令和元年の大雨のときだったですかね、それこそ議会からも御提案をいただいて、救命ボートを町でも購入させていただきました。あっても宝の持ち腐れということにならないように、これもその後にそれぞれ団員を対象にした操作訓練等も行ってきたところでありますし、それ以外にもいろいろ設備については充実、またそれに合わせて訓練というのはしております。これは、もし補足的でも総務政策課長が答弁すれば、少し具体的にボートだけじゃなくて申し上げられるかなというふうに思います。

昨日の防災ヘリとの合同訓練も実は同じだと思うんですよ。ヘリ自体は町のものではありませんけど、これからやはりいろんな活動の場面で防災ヘリと一緒に活動をするということがあるものですから、実際それがどういうふうなことなのかということ昨日、やはり訓練をしていただいたということだと思います。

それこそ防災ヘリの下にいと、あの風圧がすごくて、この中で本当に活動をせんばいかんといったらやっぱり大変だろうなというふうに思いましたし、一度ああやって体験をしておくだけでも大分違うんじゃないかなというふうに思います。

そういう中で、私も風圧体験をさせてもらったんですけど、なかなか目が開けられないような状況がありますし、実は風向きによっては息ができないぐらいの物すごい風圧なんですよ。その中で、航空隊の方もおっしゃっていましたが、ゴーグルがあったほうが良いというようなことも説明をされていたものですから。また、昨日は消防団も参加をしていただきましたから、そこにも確認をした上ではありますけれども、やはりそういう防災ヘリと一緒に活動を想定した場合のそういう備品といいましようか、そうしたこともしっかり充実をさせていく必要があるなというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

その辺は今、町長が言われましたので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

再質問でちょっと違う点から、今、準中型免許取得に係るモデル事業ということで、さきに別の議員も質問していましたが、それが実施されています。消防団員が準中型自動車免許等を取得する経緯については、市町村が助成を行ったりしていますけれども、マイ

カー共済とか保険に関しての分担金や同様の民間損害保険に関して支払う保険料について、今、特別交付税がなされていると聞いていますけれども、その辺は何か情報は入っていますでしょうか、伺いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の再質問にお答えしたいと思います。

準中型免許のマイカー共済の保険料についてということでございますけれども、今のところ、そのマイカー共済に関しての情報等は、すみません、私、把握をできておりません。今後また必要があれば、消防団と話をしながらということになってくるかと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

これは消防団というより、こちらの行政のほうから補助をしてあげるという立場で一応質問をしております。その辺は、そういうことが消防庁のホームページに載っていましたので、ちょっと今発言をしました。

ちょっと時間がないですので、最後の質問をします。

先ほど町長のほうからも言われました、佐賀新聞に消防団の紹介がされています。ちょっとお名前を言ってあれですけど、平川達也さんが江北町の消防団で活躍をされているということで、「地域の安全を若い世代が守る」というタイトルで書かれています。

そこで、先ほど前半のほうに言いました消防団のイメージアップについて、佐賀新聞でもこういう取組をされていますけれども、この広報等によりされていますけれども、その辺の認知度の向上を、やはりこういうことで紹介されているということも、新聞を見ている方は分かるとは思いますが、これも佐賀新聞のみでしたので、できればそういう取組を各世帯のほうに紹介していただければ——私も消防団は経験したことがあります。勧誘もしました。なかなかそのときは、やっぱり親の方の了解を得るのが非常に大変でした。ただ、今は、今の20代、30代、40代の方は、結構自分たちで意識されて、前向きに思っている方がいらっしゃると思います。その辺は、やっぱり非常に以前と違うことかなと思っていますので、友達

同士、同級生同士、そういう感じで広められたらいいんじゃないかなと思いますけど、よろしくをお願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど、事前に通告していたのに、これから検討するとは何事ぞということでお叱りをいただきましたが、マイカー共済については通告をいただいておりますので、ちょっとここで、先ほど担当課長も答弁の材料がないということではありましたが、冒頭申し上げたように、やはりこれからは本当に、今おかげさまでというか、幸いこういった確保ができていますけれども、恐らくこれからは我が江北町にとってもその確保の問題ということが一つあるんだろうというふうに思いますし、先ほどそういうことの中で、運転免許は以前御質問いただきましたけど、やはりそういう時代の変化にもきちんと我々も即応しないと、お願いしたからといってすぐにしてもらえるとということばかりじゃないと思いますので、ぜひそういう入りやすいというか、そうした環境整備というのはしっかりやっていきたいというふうに思います。

それと、私はやっぱり消防団の皆さんというのがかっこいいなと思います。あれだけびしょと消防服に身をまとって、ああして真剣に活動していただく姿というのがですね。やっぱりああいう姿というのを本当に町民の皆さん、また、これから団員になってくれるであろう子供たちにしっかり見てもらうというのは大事だなというふうに思います。

どうしてもやっぱり災害の現場とか、火事の現場とか、なかなか一般の町民の方は見ていただけないところでの活動ではあるものだからですね。ですから、今はコロナでなかなかそういう場はつくりにくくはありますが、ぜひそうした大人の消防団の皆さん方のかっこよさというかな、そういうことを町民の皆さん、子供たちに見てもらうというか、機会もこれからコロナの状況を見ながら、ぜひつくっていききたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

ぜひ消防団は、やはり町のために一生懸命やっていただいておりますので、よろしくお願

したいと思います。

議長、昼から2問目に行きたいと思います。

○西原好文議長

昼食のため、しばらく休憩いたします。再開13時30分。

午後0時 休憩

午後1時30分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

午前中に引き続き、7番池田和幸君の発言を許可いたします。池田君。

○池田和幸議員

午前、午後を挟んでの質問でありますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

質問の2問目に行きたいと思います。

公共施設個別施設計画、スポーツレクリエーションの計画の位置づけは。

平成30年、2018年6月13日に、国民体育大会の名称を2023年から国民スポーツ大会に変更されました。令和6年、2024年に開催される佐賀県大会は、国民体育大会の名称が国民スポーツ大会に変わる最初の本大会となります。国民スポーツ大会が10月5日土曜日から15日火曜日まで、全国障害者スポーツ大会が10月26日土曜日から28日月曜日まで開催されます。

江北町では、正式競技である成年女子のソフトボールが中学校グラウンドで、また、デモンストラーションスポーツとして3B体操がネイブルで開催の予定です。ソフトボールの会場は、もともと花山球場での開催であったが、施設等の問題で中学校に変更となりました。

個別施設計画は、第1期の計画期間を令和8年度までの6年間と定められています。スポーツレクリエーション系施設には、高砂運動広場を含め、10か所の施設があるが、老朽化が進んでいる施設が多く見られます。令和6年に国スポが開催されるわけですが、これを機にスポーツ施設等の改修をできないかと思っています。

質問ですが、小学校と駅北口前のトイレの新設がありますが、花山球場、B&Gスポーツ広場等のトイレ改修の検討はできないものか。また、現時点での更新等の予定を伺いたい。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、池田議員の御質問にお答えいたします。

議員が先ほど言われたとおり、令和6年に国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会が佐賀県で開催されます。

本町では令和6年10月12日から14日までの3日間、ソフトボール成年女子の会場といたしまして江北中学校グラウンドで実施されることとなっております。当初は花山球場での開催を計画しておりましたが、多くの駐車場を確保すること、あるいは、選手団の輸送交通面の利便性を踏まえ、江北中学校グラウンドに会場を変更したところであります。

個別施設計画第1期においては、老朽化が進む施設の維持管理、更新期検討の位置づけになっていますが、令和3年度については、施設の対策や検討を具体的に提示することができておりません。

なお、大規模な改修等に関しましては、町内施設全体の安全性と緊急性を考慮し、トイレの改修を含めて優先順位をつけつつ取り組んでいきたいというふうに思っております。（発言する者あり）

更新等の検討はないのかということではございますが、今のところは今申し上げたとおり更新の検討ができておりませんので、今後進めてまいりたいというふうに思っております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

すみません、そしたら一応、今回は花山球場だけのトイレを写真で撮っておりますので、まず、現場を見ていただきたいと思います。

（パワーポイントを使用）これが花山球場のトイレであります。たまたま昨日、岳地区の植栽、それから、森林火災の訓練があつていましたので、何人かの方が使用されていると思います。以前、同僚議員が質問をしました。特に外見から見ても、かなり腐食があるように見えると思います。これが、私もこの前行ったときはここまでなかったかなと思ったんですけど、これがまずお手洗いですね。やっぱり手を洗いたい気分にならないんじゃないかなとちょっと思います。特に、入ってすぐにこれがあります。これは男子用のところのお手洗い場です。お手洗いというか、手を洗うだけの洗面所です。これが男子のトイレですね。便器自体は清掃はされていましたが、ただし、やっぱり床が多分、セメントじゃないかなと思うんですけど、毎日、水掃除をすればよくなるか分かりませんが、やはり郊外にあるもので、

そこまではなかなかいきません。どうしても下のほうが汚れているというふうに感じます。

これは男子用トイレの中なんですけど、地面と全く同じ高さですので、やはりどうしても便器が汚れるわけですよ。すると、前の和式トイレは1段高くなっていたような気がするんですけど、防災広場もたしかこの形式じゃないかなと思うんですよ。だから、和式の場合は段差がないので、足で、靴で便器自体が汚れるんじゃないかなと思います。

これは女子トイレの入り口です。私も中までは入っていきませんでしたけれども、先月、青パトのパトロールで球場のところも来まして、たまたま同僚議員と一緒にここも見たんですけど、水が漏水していたわけですよ。それで、べちゃべちゃでした。教育委員会に話をし、すぐ対策をしてもらいましたけれども、その辺もやっぱりいろいろ古くなっていることがあるのかなと思っております。

以上です。戻してください。

それでは、質問をしたいと思います。

先ほど課長からも個別施設計画のことを言われましたけれども、花山球場、B&Gスポーツ広場の施設は点検を実施し、結果を踏まえて、適正な維持管理を行いながら、計画第2期以降を見据えて検討を行うと書かれてありました。ということは、令和8年までの施設改修、建て替えは行わないということでしょうか。その辺をもう一度お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、池田議員の御質問にお答えいたします。

施設の改修は行わないのかということではありますが、危険性を伴うもの、あるいは安全性を考慮してということで、通常の修繕ないし維持管理については行っていきたいというふうに思っております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、今の課長の答弁ですと、私が先ほど写真で御紹介をしました花山球場のトイレでありますけれども、改修は行うということで理解していますけれども、そしたら、建て替えが今の段階では無理かなという、私もそれは思います。

ただし、今の段階でなかなかいつ頃されるというのは、当然、この場では分からないと思いますけれども、私がさっき質問しました個別計画では、令和8年まではしないというふう
に書いてあるわけですね。2期以降を見据えてと書いてあります。

ということは、ぜひその辺はその場所によっては、やはり変えていく必要があるとは思
いますけれども、再質問をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

池田議員の御質問にお答えいたします。

まずもって、教育委員会については施設が多くございます。本来、1期目につきましては、
小学校の改修であるとか、B&Gの体育館の問題等々がありましたけれども、そこについま
しては若干うちの方針の検討が遅れております。花山球場につきましては第2期以降とい
うことでございます。第2期に向けても当然、検討を始めていく必要があるかとは思
います。緊急性、危険性等があるならば、当然、補修等々をする必要があるというふうには考えてお
ります。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

同じような答弁でしたので、ちょっと違うことで再質問をしたいと思
います。

先ほどから言っていますけど、昨日、佐賀県防災航空隊の合同訓練が花山球場で行われま
した。この日は花山球場外周に彼岸花の共同植栽活動も行われております。その中で、トイ
レの使用で地元の女性の方から、進んで行く気にはなれない、トイレはできないと。それか
ら、外見を見ても昔のままで、町内外から来た方に失礼ではないかと言われました。

花山球場は野球以外のスポーツも行われています。特にグラウンドゴルフ等、今盛んに行
われています。このままでいいのかなというのを私も感じましたし、できればある程度の検
討にぜひ入れていただきたいと。令和8年までは待てないんじゃないかなと思
いますけれども、いかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、池田議員の質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

トイレの改修については早めにとということではないかと思いますが、まずもって、今個別施設計画の第1期で方針検討ということであります。まずは小学校、あるいはB&G海洋センターのほうの方針検討を早急に行って、後に第2期に向かってそれぞれやっていきたいというふうに思います。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

前回、同僚議員のほうから質問を出されました。それに対して、課長の答弁が、トイレについての機能改修、施設の設置物の点検等も行って、快適に利用できるトイレ環境に努めたいと答弁されています。今の課長の答弁からすると、第1期で行う予定の庁舎、それから、小学校、中学校、B&G体育館、老人福祉センターがあるからできないというふうに聞こえました。

すると、前に答えられたトイレの環境に努めたいと言われるのとちょっと意味合いが違ってくるんじゃないかなと思います。その辺は変更できる余地はないのでしょうか。もう一度お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、池田議員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。

まずもって、すみませんが、私のほうが前回の答弁書を確認しておりませんでした。そこについては大変申し訳ないなというふうに思っております。

一応、花山球場のトイレの第1期のほうに含められないかということではありますけれども、また財源の問題等もございますので、今のところは小学校とB&Gというふうなところを早急にやりたいというふうに考えてはおります。

花山球場のトイレにつきましても危険性、あるいは緊急度があれば、当然、維持補修ないし補修工事ないしというのが必要であるならば、やっていきたいというふうに思います。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今、危険性ということでは言われました。トイレの危険性とは何でしょうかね。やはり私が思うには、トイレを使うことができないようなのが危険性じゃないでしょうかね。やはり町民の方以外の方も使われるということで先ほど言いましたけれども、よく町長が言われます、トイレだけは早くしたい、とにかくきれいに使用できるようにしたいということで、今回、小学校も新しくなりますし、駅北も新しくなります。だから、私も予算が当然かかるのは分かります。議員でありますから当然、当初予算にも乗せていないものをできるわけありません。補正でできるような金額に合わせないとできないと思います。

ただ、やはりこれだけほかの議員からも言われ、ほかの組織からも言われ、議員は町民の代表ということで、ほかの議員からもよく言われますけど、そういう中で、やはりある程度の検証、検討は課題に挙げていただきたいんですけれどもね。今の答弁だと、全く挙げないというふうに聞こえてきます。その辺は教育長どうですかね。ほかに私も幾つも要望をしているんだっただけ言いませんけど、今回はB&Gの全天候のところのトイレは洋式にもなっていると聞きました。やはりてこ入れをしてあるなと思いましたがけれども、花山球場を特にあいう形で使用を今されているところは多いので、その辺に対して検討課題の一つとして入れていただけないかなと。最初からできないというふうには今のところは私は感じていますので、その辺はいかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

池田議員の御質問にお答えをいたします。

花山球場、当初はソフトボールの女子の会場ということで、当然、指定に入っていたわけですがけれども、中学校ということでちょっと後回しになっているという現状になります。

個別の施設計画については、第1期が令和3年度から令和8年度ということで、課長が答弁いたしましたように、実際に具体的な形というのはできていないと思います。

ただ、ここで予算も絡むことで、私自身からこういうことをやりますということはなかなか言える状況にございませんけれども、やはり安全性と安全・安心と、安全であることがま

ず生命に関わることであるということは、一番その施設の整備改修につきましてはメインに置いていきたいと思っておりますけれども、今度は安心という面では議員御指摘の部分もあろうかと思っておりますので、それについては教育委員会の中でも再度協議をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

この件に関しては教育委員会が所管をしておられますし、これまで教育委員会がされてきたこととか、できていなかったことだと思っておりますけどね。ということなので、答弁は教育委員会でもらいたいと思っておりますので、ここに立つつもりは正直ありませんでした。

ただ、先ほど教育委員会のほうから、財源のこともありますからとか財政状況も考えながらということも言われていましたけど、そこは教育委員会で考えてもらわなくてもいいです。

というのは、予算編成権は町長にあります。当然、全体の予算編成をさせていただくに当たっては、いろんな財源を活用しながら来年度の仕事をどういうふうにするかという調整は私がさせていただきますし、もちろん予算の要求があれば、なるべく町の持ち出しが少ないような財源はないかということは査定の中で聞きますけれども、何せ要求があっていないものですから、査定もしようがありませんし、予算の編成もしようがないということなんです。

午前中も少し、これまでの役所の話がありましたけど、私が思う原課というのは、例えば、総務政策課であれば町民の皆さんの安全・安心とか、健康福祉課であれば町民の皆さんの福祉の向上とか、地域振興課であれば町の地域の活性化とか、こども教育課であれば子供たち、または教育、文化の振興という、それぞれのテーマがあるわけですね。そのテーマを実現するためには、お金のことは知らんばってん、絶対これはさせてくれんばいかんというものが各課から要求があって、ただ、限られた予算の中で優先順位をつけさせてもらって、申し訳ないけれども、そして、予算の編成をするというのが本来の我々役所のスタイルのはずなんです。ですから、財源云々という前に、何をしたいのかとか、何をせんばらんのかという主張をやっぱりしてもらわんばらんし、主張をするためには、やはりしっかりとしたこれまでの検討とか議論とかいうことがないと駄目なんですよ。

今、うちの町の仕事を2つに分けると、いろんな状況の変化に応じて、また、将来を見据えて、ほかの町がやっていないようなことも含めて、先手先手でやれているものもあれば、何回議会で御質問をいただいても、いつもその場しのぎの答弁に終始をして、だからといって次の議会までには何とか目鼻をつけようというようなこともなく、そのときそのときで答弁を、言葉を弄して済ませてしまっている仕事と、2種類あるかなというふうに思います。

正直、少しの間違いかミスこそあれ、やはり前、先、先にやっている仕事というのは答弁は比較的しやすいんですよ、やっていますからね。当然、やったことに対する評価をいただいているわけですし、我々もやっていることについての考え方も言えます。

ところが、議会で質問をいただく時点でまだやれていないこと、やっていないこと、本来ならばやるべきですけど、これはやっぱり小手先でしか答弁しきらんのですよね。ですから、恐らく先ほどあったように、過去にも同じような答弁を多分、教育委員会からはされているというふうに思いますし、じゃ、さりとて今日の議会までの間に一步か二歩は進んでいるのかということについても、やっぱり少し心もとないなというふうに思います。

先日、恒例の江北町の少年の主張大会がありました。小学生、中学生が本当に江北町の将来も含めた提案をしてくれました。今回は無観客ということでありましたけれども、実はその中でもトイレのことがまた出たんですよ。江北町もみんなの公園をはじめ、いろんないい施設があると。花山球場、桜山公園、こういうところをもっとトイレを整備したり手を入れてもらおうと、多分もっと江北町のことを好きになる人が多いんだと。私は本当に涙が出ましたし、そうだなと。かつての学校のトイレのようにですね。なので、いろいろ言っているけど、本当にそういう言葉が心に響くかどうかとか、やっぱりそれを自分のこととしてやれるかどうかということだと思います。

私が今の答弁を聞く感じでいけば、その優先順位を見直すも見直さないも、順番を今既につけているとかつけていないとかじゃなくて、ここに臨むに当たって、多分何も整理ができていないということなんだろうというふうに思うんですよ。本来ならば、先般説明した中期財政計画の中にもそういう既存施設の改修みたいなものも入っておくべきだったんだろうというふうに思いますけれども、残念ながらまだそれを想定することができません。

来年度、70周年の話をいろいろしていますけど、やっぱりそういう既存の施設の見直しとということをやっていく必要があるなというふうに思います。

恐らく教育委員会では、先ほど令和4年度にはというような答弁をされましたので、令和

4年度中にはしてもらえものだとは思いますが、そこは我々、町長部局が持っている施設もありますし、先ほどの桜山公園とか花山球場も非常にいいものですね。特に昨日は天気もよかったですね。本当はきちんと我々が手を加えれば、まだまだ町民の皆さん、町外の方も含めて、喜んでいただける場所や施設はあるんだと思います。新しいものをつくるということだけじゃなくて、やっぱり今まであったものを、それこそしっかり手を入れて、それこそ排水計画みたいな感じですけども、そういうことで将来にわたった我々の財産にしていく必要があるというふうに思いますから、町長部局もしっかり監視をしていきたいというふうに思いますし、町長部局もほかの施設を含めて、そうした議論を早く進めたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

時間が来ましたので、一応確認だけです。検討、検証、題に挙げていただくということで理解してよろしいでしょうか。

それでは、一般質問を終わりたいと思います。

○西原好文議長

7番池田和幸君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開14時5分。

午後 1 時 56 分 休憩

午後 2 時 5 分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

9番 淵上正昭君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○淵上正昭議員

皆さんこんにちは。淵上正昭です。それでは通告に従い、空き家空き地対策の充実について御質問をいたします。

平成25年4月1日に施行されました江北町空き家等の適正管理に関する条例及び条例施行規則、平成27年5月26日に完全施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法、平成

31年3月に策定されました江北町空家等対策計画、令和3年4月1日に施行されました江北町空き家等に関する寄附申出取扱要綱の整理状況と空き家空き地を担当する係等の新設について、2点お伺いをいたします。

まず1点目、先行した条例と後でできた法律等の整理をするとのことでしたが、整理の考え方と整理した主な内容の説明をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

お疲れさまです。今回、淵上議員のほうからは、空き家空き地対策の充実についてということで質問を受けております。

江北町の空き家対策に関する条例につきましては平成24年9月に制定していますが、一方で国の空家等対策の推進に関する法律は、その後の平成27年5月に施行されたことから、町は国に先行して空き家対策を行ってきた経緯があります。これまで2本立てとなっていたことから、今議会にて江北町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正することとしております。

まず、整理の考え方でありまして、法律の施行後も町の条例に基づいて空き家対策を進めてきましたが、対策自体に大きな違いはなかったものの、法律と条例が別々のようになっておりましたので、今回の整理により、法律を条例の上位に位置づけ、これからの空き家対策は法律に基づき実施するものとし、法律によらない町独自の対策を条例に規定することとしました。

整理した主な内容についてですが、モニターを御覧ください。

（パワーポイントを使用）整理の考え方でもお話ししましたが、整理前は条例と法律が別々のようになっておりました。左が町の条例——オレンジですね。右の青いのが国の法律というふうになります。

そこで、整理後は、これまで法律と重複していた「助言・指導」「勧告」「命令」などを条例から削除し、法律に一本化しました。また、言葉の定義や表現についても全て法律に合わせております。

次に、法律に規定があるもので、町の条例により策定することとなります江北町空家等対策計画と、今後、空き家の危険度や各種対策を実施する上で意見を聞くための組織として設

立予定の江北町空家等対策協議会に関する内容を新たに条例に規定しました。

最後に、法律には規定がありませんが、町独自の対策として実施する解体費の助成と緊急安全措置を規定しました。また、江北町空き家等に関する寄附申出取扱要綱を規定していましたが、条例とのひもづけができていませんでしたので、今回、寄附の申出に関する内容も条例に追加しました。

全体を通して特に大きく変わるものはありませんが、これまで条例には罰則規定がありませんでしたが、一番右のほうに出しておりますけれども、今後、法律による対策となることで罰則規定が適用されます。右側に書いておりますけれども、立入調査を拒んだ場合は20万円以下の過料、命令に違反したものは50万円以下の過料というふうになっておりまして、今まで以上に厳しい対応になります。今回の条例改正については、今後、町として空き家対策に対する強い意思を示すものであります。

以上です。

○ 淵上正昭議員

そしたら、ちょっと確認をさせてください。

課長が今言われたように、条例に瑕疵はないです。これは県の自治体には自治立法がありまして、国の法律に違反しなければ、それは十分、だから、これまでの条例でも別におかしくはなかったんですが、先ほど言いましたように、条例が先にできて、それを後押しするように国の法律ができましたもんですから、ちょうど平成28年9月だったと思いますけれども、議会で整理をしたらどうでしょうかという御提案をさせていただきました。

今回、そういうふうにして条例を見直すということで、1つ確認ですけれども、先ほどの条例と法律の部分で分けをされた中で、私が聞き落としとったら申し訳ないんですが、ちょっと確認です。先ほど言われました江北町空家等対策計画、あの部分は条例の上位に来るというふうに理解していいですか。御答弁お願いします。

○ 西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○ 基盤整備課長（武富 元）

再質問にお答えしたいと思います。

江北町空家等対策計画につきましては、平成31年3月に策定しております。先ほど言われましたように、条例の上位ということで確認しております。

以上です。

○ 瀧上正昭議員

上位に来るということで分かりました。

それでは、もう一つ確認をさせていただきます。

江北町空き家等の適正管理に関する条例にあります管理不全の空き家、それから、法律であります空家等対策の推進に関する特別措置法、俗に空家法とも言われております。——の特定空家等の認定は、国が示した手引を参照して策定した住宅の不良度判定の手引により江北町空き家等不良度等判定委員会で認定をしていくというふうに、まず、特定空家等については江北町空家等対策計画の中にそのように書いてあります。それと、管理不全な空き家等については、先ほど言いましたように平成28年9月議会の質問のときの答弁でそういうふうになされております。

そこで、まず確認ですね。それはそれでいいんですか。どちらも同じ人が同じ手引で認定をすると。管理不全の空き家も特定空家も住宅の不良度判定の手引によって江北町空き家等不良度等判定委員会が決めることについては一緒ということによろしいですか。

○ 西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○ 基盤整備課長（武富 元）

特定空家というのは、今回、法を改正することによって、国のほうでは特定空家というふうになされております。今まで条例の中では管理不全な空き家という形で、今までも管理不全な空き家については調査、そういった管理の状況などを不良度等判定委員会でしておりましたが、今後、条例を変更することによりまして、それが全て特定空家というふうになりますので、今後は特定空家との扱いになります。（発言する者あり）

すみません、勘違いしておりました。特定空家も管理不全な空き家につきましても、特定する人は一緒でありますので。

○ 西原好文議長

瀧上君。

○ 瀧上正昭議員

分かりました。

そうであれば、同じであれば、管理不全な空き家と特定空家の区別はどのようにしてされ

ているのか、そこが分かれば御答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

再質問にお答えします。

先ほど少しお話しさせていただきましたが、これまでは条例の中で管理不全な空き家として対応しておりましたが、今回条例を変更することによって、国で呼ばれている特定空家というふうになりますので、条例改正後は特定空家として取り扱うものであります。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

今回、条例を変えるから一緒なんですけれども、今までは条例で管理不全な空き家を認定していたと。ただ、平成31年3月に対策等の計画が策定されたものですから、その中に先ほど言いました国が示した住宅の不良度判定の手引によって江北町空き家等不良度等判定委員会がということですから、どっちも平成31年3月以降は一緒なんです。そこを確認しておったんですね。分かりました。

そしたら、町民生活課長にお伺いいたします。

空き家が非常に多くなってきた一因として、固定資産税の住宅用地特例措置の制度があります。これはどういう制度か、御答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

淵上議員の再質問にお答えします。

住宅用地特例につきましてですけれども、非課税地以外の土地につきましては、基本、固定資産税がかかりますが、毎年1月1日現在、その土地の上に住宅用建物がある場合は、その土地につきましては住宅用地として次年度に係る固定資産税を軽減するというのが住宅用地の特例であります。

具体的には、住宅1戸当たりに対する住宅用地について、200平米までにつきましては路線価から算出した課税標準額を6分の1に、200メートルを超える住宅用地につきましては、

その部分に係る課税標準額は3分の1に減額するものであります。減額した課税標準額に固定資産税率1.4%を掛けたものが住宅用地特例適用後の土地に係る税金となります。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

1つ確認をさせてください。特定空家で勧告を受けた場合には、それは受けられる。勧告を受けたら、その特例は受けられません。ただし、条例で言っていた管理不全な空き家、これは行政指導でありますので、その特例はそのまま生かされると。しかし、先ほど言いました特定空家については行政指導ではなくて、処分がかかりますから、こういうふうになります。

その確認をまずいたします。今私が言ったことで間違いはないか、御答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

淵上議員の再質問にお答えします。

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項に基づく勧告が行われた場合につきましては、先ほど申し上げた住宅用地特例につきましては適用をしないということになりますので、淵上議員のお見込みのとおりかと思えます。

以上です。（「管理不全の空き家」と呼ぶ者あり）

こちらの措置法が全面施行されたのが平成27年5月26日であります。それまでにつきましては、適用はしていないということになります。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

それでは、令和3年9月議会の一般質問で、平成25年度以降、助言・指導が44件、それから、勧告が6件で、勧告の4件は解体をされ、残りの2件は継続協議中で、今後も空き家の状況を通知し、適正な管理を求めていくというふうに答弁をされております。

そこで、お聞きしますが、これまでの助言・指導をした年と件数、そして、その後、改善等の件数、併せて特定家屋等に認定をした年と件数、それから、その中に勧告をした特定空家等があるのかなのか、これについて御答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

渚上議員の御質問にお答えしたいと思います。

助言・指導及び勧告の件数でありますけれども、まず、平成25年からカウントしますと、令和3年までで助言・指導、これは以前の管理不全の空き家でありますけれども、これにつきましては現在48件、そのうち解体されたものが32件で、解体をせずに改善をされたもの、これにつきましては5件で、現在協議中というものが11件ございます。協議中の中でも、平成25年に5件、平成26年に1件、勧告は今のところ6件でありまして、そのうち解体されたものが、先ほど4件とありましたけれども、正式は解体されたのが6件のうち3件で、1件は改善をされております。協議中が残り2件ありますけれども、この2件につきましても、現在、基盤整備のほうと情報交換をしております、解体したいという意思表示はなされておりますが、その辺がちょっとお金がかかるものですから、現在、市と協議を行っているところであります。

以上です。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

先ほど町民生活課長にも聞きました勧告の部分ですね。今、基盤整備課長から答弁いただきました。私もよく書き切れなくて、ただ、平成31年3月に策定された国の特定空家、これについては勧告を受けたら、先ほども言った特例が認められませんよということなんですけど、ちょっと私が課長の答弁を書き取れてないかもしれませんが、先ほどの勧告を受けた6件のうちの3件は解体して、1件は改善をされて、あとの2件が継続中、これは特定空家でのことですかね。そして、何年にそれが認定をされたのか、先ほどの答弁にあったかも分かりませんが、もう一回確認をさせてください。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

御質問にお答えしたいと思います。

特定空家になりますのは、法律ができたところではありますけれども、町としては今まで、先ほど言いましたように、条例と並行して法律も行っていました、条例を活用していたものですから、これまでは管理不全の空き家として町としては対応しておりました。先ほども言いましたように、今回、条例を改正することで、条例改正に賛成していただきますと、これが必然的に今後は特定空家という扱いになります。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

実は令和2年9月議会に、特定空家の数と管理不全の空き家の数ということでは言われておりました。その中で、特定空家は6件あるんだと、管理不全の空き家が23件、ここは2年ぐらいたっていますから変わっているだろうと思います。

だから、特定空家だから即とその対象になるんじゃないかと、特定空家であって、なおかつ助言・指導を受けて、それから勧告を受けた場合に特例措置がなくなるよと、受けられませんかということなんですね。だから、そこをちょっと今聞きよったとです。

それでは、改めてお伺いしますけれども、管理不全な空き家であっても、あるいは特定空家であっても、大分年数がたっているように思います。特定空家は平成31年以降でしょうけれども、ただ、助言・指導をした管理不全な空き家がまだ多くありますけれども、どれぐらい経過したら勧告をされるのでしょうか。もちろん改修をすれば、そういったものは当然ですけれども、していない、そのまま残っている管理不全な空き家等は何年ぐらいたったら勧告に至るのでしょうか。そこをお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

議員の御質問にお答えしたいと思います。

何年したら勧告をするのかということでございますけれども、現在、勧告をしたのは平成

25年度に6件と平成26年度に1件と、それ以降、勧告は今のところはしておりません。ですので、平成25年の5件、平成26年の1件につきましても、例えば、何かの事情により勧告をしたと思われましても、それ以降の平成27年からは特定空家、管理不全の空き家というふうに町がしましても、連絡はついておりまして、改善もされておりますので、勧告までは行っておりません。現在は平成25、26年の計6件でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

それでは、こういう理解でよろしいでしょうか。今のところ管理不全な空き家も特定空家も、勧告をするまでには至っていないということよろしいですね。

そしたら、1つ思うのは、判定委員会の皆さんが年に1回されているのか、あるいは状況を見ておられて、まだまだこれは勧告するに至らないという判断をされているのか、そこはどうなんでしょうかね。

そして、判定委員会のメンバーというのは、副町長、基盤整備課、総務政策課、町民生活課、健康福祉課の課長でいいんですか。御答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

委員のメンバーでありますけれども、副町長、それと町民生活課長、それと総務政策課長と基盤整備の私ですね。（「健康福祉課のほうは」と呼ぶ者あり）入っておりません。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

委員会のメンバーの方でして、そういった管理不全の空き家、あるいは特定空家を、状況は改善をされている等々で説明がありましたから、そういった追跡調査をされて、そして、今現在のところ、勧告の協議中は別にしても、至っていないという理解をいたしました。それでいいですね。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

少し話を整理させていただきますと、これまで課長が答弁しましたように、もともと法律ができる前から、特に県内の周辺自治体と一緒に空き家対策は、やっぱりこれからの課題だということで、国より先に市、町が独自で条例を定めました。ところが、これは全国的な問題ということで、ほぼ似たような法律が後でできたわけでありまして。それこそ家に例えれば、もともと建てておいて住んでおいた家があるわけですけど、その隣に今度は新築で建てたわけですよ、これが法律ですけど。

ところが、そういう状態がずっとしばらく続いていて、うちは条例があるものですから、基本は条例のほう、要は古い家のほうでずっとやっていたわけですけど、同じ風呂場も2つあったりとか、台所も2つあったりして、どっちがどっちねということがありましたものから、それこそ先ほどからあったように、議会でもそういう御指摘をいただきましたので、今回、古い家も新しい家も、基本的にはやっぱり古い家に住みますと。要は法律を前提にしますということで、同じ意味なのに言葉が違っていたりしたものも今回整理をさせてもらって、基本は新しく新築した家の法律のほうに移りますと。ただ、町独自でやっていた措置もありますし、今回、町独自でやっている措置も新たにあるものから、要は古い家のほうにしかないものもあるので、これは条例のほうにそのまま残しますということなんですよ。

そういう中で、先ほど不良度等判定委員会の話をいただきました。ただ、今、淵上議員の御認識のとおり、不良度を逐次ずっと判定委員会でモニタリングして、そこに上がっている空き家について、例えば、定期的に立入調査をして、これはちょっとひどくなっておるけんが今度はランクば上げようかとか、これはもう勧告しようかというようなための委員会に今までなっていなかったんですよ。

町のほうでは空き家の除却の補助金があります。除却の補助金をもらうためには、不良度等判定委員会で不良なんだということを認定してもらわんと、認定しないと補助金が払えないので、今までそれが、要は補助金を払ってでも解体をしてもらうために認定をされていて、その認定をするための委員会だったんですよ。だから、先ほどの淵上議員の御認識のようなことまでは今までやれておりませんでした。

今回、先ほど課長が答弁しましたが、ちょっと字が小さかったのが残念でしたけど。そういう法律関係とか条例もきちんと整合を取って、まずは上位の法令として法律があると。

これに基づくものとして、条例を下にきちんと位置づけをして、そしてさらに、法律ではうたっていないけれども、町が独自に、例えば、緊急安全措置もやるようにしましたし、寄附制度も設けました。こういうものは法律ではなくて町の条例のほうに、要は古い家は倉庫で使うということではないですけど、そういう立てつけに今回変わらせていただいたということなんです。

先ほどからの議論を聞いていて、少し、あら、ここはどがんせんばやったかなというのが本当に恥ずかしい話なんですけど、要は今回の条例改正前において条例に基づいて管理不全な空き家とされたものについては、今回の条例改正以後はどういう取扱いにするのかというようなこととか、経過措置といいましょうか、場合によっては読み替え規定みたいなものが必要だったかなというふうに、今少し背中に汗をかいている感じです。

というのが、先ほど税金のことをお尋ねになりました。法律に基づいて勧告をすればそういう軽減措置も止めることができたわけですけども、じゃ、今までの条例に基づいてやっていた分は、今度の法律の施行以降はどうなるのかというようなことが多分あるんだなというふうに思いましたもんですから、ちょっと幸いと言うといけませんけれども、今回の条例改正の趣旨は、やはり法律と条例の整合をきちんと取って、体系を明確化すると。町独自のものも条例には入れ込むという作業であります。これはまた議案審議の中でも、こちらからでも少し説明の機会もいただければなというふうに思いますけれども、それが1点。

ただ、これからの課題としては、一本化した後、前の条例でやっていたことはどういうふうに位置づけをするのかとか、また、そういう意味じゃ、公布施行になっているので、議決いただいて公布すれば、すぐ施行なんですよ。じゃ、なった瞬間に、例えば、今までの条例で認定していたようなものは即日、今度は新たに法律に基づいて認定をすぐするような作業がいるのかとか、そこはやっぱり確認をさせていただかんばいかなと。

本当はここできちんと答弁ができればよかったですけれども、先ほども両課長の答弁を聞いていると、多分そこが少し、はっきり分かって答弁ができているのかなというふうに思いましたし、そういう中で、さらに言いますと、今回、空家等対策協議会というのをつくるようにしているんですよ。私はやっぱり不良度等判定委員会というのは、単純に補助金をお渡しして解体をしてもらうための委員会ではなくて、名前が不良度等判定委員会なもんですから、こっちがしっかり技術的な専門的な目から見て、今どういう不良度になっているのかというのを見るような委員会にきちんと位置づけをし直さんばいかなというか、活動そのも

のを変えないと、法律と条例を合体させただけということになっちゃいけないなということ
を改めて思いましたもんですから、ここはこことして、また議案審議のときに改めて御質問
いただくかもしれませんし、我々のほうからでも積極的にその点についてはきちんと整理を
して、またお答えをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

そういうことだろうというふうに思います。私がちょっと言っているのは、江北町空家等
対策計画が平成31年3月に策定されたもんですから、これは中を見れば、特別措置法があっ
て、その下に条例規則が来て、その下に国の対策計画が来て、だから、ここで中にうたっ
てあるように、仮に勧告を受けた場合に云々、先ほど条例等云々ということがありました。

ただ、ここの中に書いてありますように、その委員会が管理不全な空き家も特定空家も同
じ手引によって一緒にしますよということがあったもんですからね。だから、平成31年3月
以降は特定空家に認定をされて、そして、助言・指導をして、勧告に至れば、先ほどの特例
がなくなりますよ。ただし、先ほどからずっと平成25年以降に出てきている管理不全な空
き家は改善がされたら、そこはそこで1回なくなるというか、新たに助言・指導がそのまま
残っているものがあって、それが何年たったら勧告に至るのかということと、それから、先
ほど町長も言われましたように、条例ができて、管理不全の分と特定空家が特定空家にな
りましたよということですので、以前の管理不全な空き家をどういう取扱いにするのかなと質
問しようと思ったら、今からしますということでしたので、ぜひそこら辺も整理をしてい
ただきたいなというふうに思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ですので、今回、単純な法律と条例の整合性を取るというだけではなくて、これまで設置
していた、そうした委員会の位置づけとか、やっぱり活動の内容、今回また対策協議会とい
うのを設立することになっているもんですから、これとの関係というんですかね、そうい
うところも今回明確にしていかないと、単純に字づらを一緒にしたというだけでは意味があり

ませんし、少なくとも今の担当課はそれだけのつもりではおりません。大変燃えておるもの
ですから、そのためにもしっかり燃えて対策ができるように、条例改正だけではなくて、そ
うした整理も併せてさせていただきたいと思います。

あしたは議案審議なものですから、早速、今日、後刻にでも、また関係課のほうともそこ
は確認をさせていただいて、議案を審議いただくに当たっては、こういう考え方ですとい
うことを申し上げられるようにしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

今まで聞いたのは、整理をしていただくための質問でありました。

それでは、担当課は御存じだろうと思いますけれども、基本指針とガイドラインが去年の
令和3年6月30日に改正をされております。その中には、保安上危険な状態、要するに特定
空家のようなものについては、将来そのような状態になることが予見される場合も含むこと
を明確にされております。これは平成27年5月26日に完全施行されたその基本指針、ガイ
ドラインにも括弧書きでは書いてあるんです。しかし、これが今回、全面的に出てきたとい
うことですので、その辺も含めて調査をするときには、ちょっと入院して、おんさ
らんもんねとか、高齢者であと何というようなことも含めて、調査をしておったほうがいい
なということで、今回、協議会をつくるということですので、その辺も含めてやっ
ていただければというふうに思います。

もう一点だけお聞きします。

「外見上はいわゆる長屋等であっても、それぞれの住戸が別個の建築物である場合には、
空家法の対象となる」と、こういうふうに改正をされております。今、小田地区等にありま
す炭鉱住宅、俗に炭住と言っていますけれども、これは特定空家に該当するのかわからないのか。
もし回答できるのであれば、よろしく申し上げます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど言われましたように、江北町では炭鉱住宅、長屋等は結構多く点在しておるところ

であります。令和3年6月30日のガイドラインの中にも確認したんですけれども、先ほど議員が言われましたとおり、「外見上はいわゆる長屋等であっても、それぞれの住戸が別個の建築物である場合には、空家法の対象となる」ということで確認をしております。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

はい。それではもう一つ、今解体をしても跡地の管理が不十分で、草木が生えて、非常に周囲に迷惑をかけているというような案件も出てきております。

そこで、これは考えていただきたいというのは、解体後の跡地を周囲の人に迷惑をかけるないように、敷地の管理を委託する。その費用を一部、予算の範囲内でも結構ですけれども、助成することも考えてみたらどうかというふうに思いますので、例えば、空き家解体跡地管理助成金であったりとか、そういうところも、ぜひ今後検討するときに、跡地についても、もしよければ検討していただきたいというふうに思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

空き家対策というのは、基本的には、当然、個人の方が所有、または本来は管理すべき土地、建物でありますし、当然、一定の財産的価値もあったわけでありまして、やはりそこは所有権という権利と併せて管理をする義務が本来はあるわけですね。ところが、残念ながら、そうなされない空き家がこうやって住民の皆さんに危害を及ぼしかねない状況であるということで、町のほうでは補助まで創設をして、また所有者の方にも働きかけをして解体の促しをさせていただいているところであります。

今度は解体した後の空き地、要は管理不全の空き地というようなことなんだろうというふうに思いますけれども、これは言ってみれば、建物と違いまして、土地そのものというのは基本的にはなくなりませんので、やはりそこには一定の財産的価値があるとすれば、当然、所有者の方がきちんと管理をしていただく必要があるんだと思いますので、なかなか今度は建物の解体と同じように、空き地の管理の補助はちょっと難しいかなと思います。

ただ、だからというわけではないですけれども、今は解体後の空き地の寄附制度を町のほうでは独自に創設をさせていただきました。やっぱり中には、壊してよかばってんが、土地

の後の管理はなかなか遠方にてしきらんけんが、町で引き取ってもろうてよかばってんという方もいらっしゃるんですね。そういう場合には地元と町と、それと所有者の方で協定を結ばせていただいて、地元のほうで管理をしていただけるのであれば町のほうで寄附を受けますという制度もせっかくつくっておるものですから、まずはこちらのほうをやらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

非常に一般的にというか、空き家を放置しているのが悪であるような、そして、周囲の人たちからいえば、そういうふうに見えますし、ただ、解体ができない、あるいはそういうふうな管理ができないという方も、恐らく原因としてはいろいろあるんだろうと思います。だから、こういうふうな空き家が非常に町内で問題になってくるのであれば、やっぱりそこを解体する助成もして、こういうふうにしたら管理を誰かにお願いしんさぎんた、その一部でも負担しますよということも将来的には考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、そこは頭に置いていただきたいと思います。

それでは、時間がありませんので、2点目に行きたいと思います。

2点目ですけれども、空き家は都市部より地方に多い状況にあります。本町においても、既に過疎地区もあります。また、過疎化のほうに移っていつている、そういった現状があります。そこで、民間でありますけれども、野村総合研究所によりますと、2033年、令和15年の空き家数は約2,166万戸で、空き家率は30.4%、実に住宅の3軒に1軒は空き家という状況になるというふうに予想をされております。

このようなことを踏まえ、空き家空き地に関する諸問題を担当する係に、あるいは室といましようか、空き家対策室なり、そういうものを新設されたらどうかと思います。これを言うために、先ほどる質問いたしました。今回、実は皆さんもう御存じだろうと思いますけれども、私は佐賀新聞を取っていますので、佐賀新聞の2月9日、見られたと思いますけれども、ここに空き家解体後の土地整備費補助ということで、避難所、公園に活用ということである書いてあります。

これは、実は私もちょっと、国の空き家のどういった制度があるのかなということで、時

たまでですけど見たりとか、県のあれを見たりとかしますけれども、そこに2月8日に「空き家を避難場所や公園に、解体後の整備費補助へ」ということで国交省が出しておりました。

これも令和4年度から、今年の4月1日から災害時の避難場所や公園といった公益目的で10年以上使用することが条件でありますけれども、自治体の事業は国が半額を負担、それから、土地所有者が実施する場合は国と自治体が3分の1ずつ補助をすると、こういったこともありますし、もう一つは空き家などのある土地も追加ということで、所有者不明等の土地改正法案で、こういった方針が今後出るというようなことも載っておりました。

非常に国から、あるいは県から情報をいただく前に、こっちからもいろんな情報を取っていく、これも必要じゃないかなと。佐賀新聞社は前の出たのをすぐ次の日に上げるというのは、どこかで誰かが見ているんだろうというふうに思いますけど、そういった意味を含めて、私はそういうふうに専属で今後予測されるような空き家が多分問題になってくるんだろうと——今も問題になっていきますけどね。

だからそういうふうに、そういった係を新設されて、とにかく早く整備をするということも必要だし、今後、協議会ができれば、不動産をしているところとかとの、いろんな協議、あるいは町内の、ここの役場内の町民生活課であったりとか、健康福祉課であったりとか、総務政策課であったりとか、そういうところの、まず、核になるものがあつたほうがいいんじゃないのかなというふうに思いますので、これは当然、町長の所見なのかな、見解なのかなというふうに思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

空き家対策の係を新設したらという御提案であります。今回、通告をいただきまして、担当課長とも少し話をしました。担当課長というのはもちろん多岐にわたっているわけですけども、今のメインは基盤整備課がしておりますし、係でいえば管理係がしておるものから、先ほども言いましたとおり、今、基盤整備課は空き家対策に大変燃えております。

今回の法律と条例の整合を取るというだけではなくて、やはり御存じのとおり、昨年1年間でも県内で代執行されたり、私どもも今武器として持たせていただいている緊急安全措置をされた自治体もありますし、実際職員も見に行ったようですけれども、寄附制度という町独自の制度もつくらせていただきましたし、いよいよ今回、自分たちが何に基づいてやって

いるのかというのがきちんと明らかになるわけですね。そういう中で、そういうほかの自治体にも刺激を受けて、これも、じゃ、あそこを代執行しようと思って、あしたすぐ代執行できるわけではなくて、やっぱり長年積み重ねがないと、本当に最後の最後の手段なわけですから、そういうことも多分実感をしておるようであります。

係はどうねということですが、いやいや、係をつくっていただくまでもなく、我々はしっかりやりますからということでありましたし、係をつくったとて、管理係がメインでやるということになるものですから、その代わりではないですけども、今回きちんと法律と条例の整合も取りましたし、先ほどあったように、例えば、不良度等判定委員会の役割とか、そういうものもありますし、それとこれがまた、名前をつけていいことと悪いことがあって、もし悪いこと——悪いことはないかもしれませんが、あその係がすることやっけんという風潮がどうしても役所の中にはあるわけですね。ですから、それよりは庁内で空き家対策チームの立ち上げをしまして、先ほどの税金の関係、また実際住んでおられた方たちの対応とか、または、中には活用できるものがあれば活用したほうがいいわけですから、そういう対策チームを中でつくって、先ほど不良度等判定委員会も副町長がトップというか、入っておるということですから、あれは不良度判定をする委員会、それだけではなくて、やっぱり庁内の横の連絡をしっかり取って、課長室もあることですし、4月1日で庁内の空き家対策チームを立ち上げて、ぜひ全庁横断的に、事務局は基盤整備課の管理係がやるということになると思いますけれども、まずはこれでやらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

渕上君。

○渕上正昭議員

分かりました。ちょっと、やっぱりどうしても江北町のつくられた空き家対策、あれを見るんです。昨年からも何回となく指摘をさせていただいておりますけれども、やっと令和3年12月1日に改正版が出ました。何を改正したかという、これは5か年でいきますから、平成31年から5か年間の平成35年までという形になっておったと思います。これが令和になりました。

それと、課が変わりましたので、ここは確かに実施体制を変えております。ただ、悲しいかな、その前のページに、この窓口が建設課なんですね。だから、そこは基盤整備課の管理

係というふうに、これは全国に発信しているんです、江北役場の空き家に対すること。これもやっぱり例規集は変わったときに変えてありました。しかし、空き家対策しか見ないと思うんです。空き家対策はどがんたつとるかなという県外の人とか、自分が持っているよそにおる人。だから、これがやっぱり我々が人に見せるものですから、それから改行もどーんと飛んでみたりしたところもあります。

これは別にあれじゃなかとですけど、だから、そういうことも含めて、今庁内全体でチームをつくるということですから、別に係を云々じゃないんですけど、そこら辺もとにかくこういう空き家の対策を江北町が上げているホームページにしているものですから、だから、みんなそこを見るわけですね。そして、佐賀県のを見れば、江北町だけリンクが開かないんです。それも指摘しているけど、何かトラブル——しかし、何か月でもトラブルというのはどうかなと思いますし、だから、そういうところも含めて、ぜひお願いをしたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

大変重要な御指摘ありがとうございました。やはり本気であるということが伝わらないと意味がありませんし、本気ですと口で言っているだけじゃなくて、今御指摘いただいたようなところで本気度というのはやっぱり見られるんだと思うんですよね。そういう意味ではしっかり町としても発信ができるように、そうした媒体も含めて、もう一度きちんと確認をさせていただいて4月1日を迎えたいというふうに思いますし、ぜひここは本気というのは本気なものですから、しっかり役所を挙げて取り組ませていただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

これで質問を終わります。

○西原好文議長

9番淵上正昭君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開15時15分。

午後3時3分 休憩

午後 3 時 15 分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

2 番江頭義彦君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○江頭義彦議員

最後になりまして、皆さんお疲れかなと思いますけれども、もうちょっとだけお付き合いをいただきたいと思います。

大きな 2 問を挙げさせていただいております。1 つは、私が日々見回り活動しておって、ちょっと気になっているところ、子供たちもいよいよ新学期になってまいりますけれども、新小学 1 年生とか自転車通学が始まる新中学 1 年生とか、そういったところで危険箇所といえますか、そこを 1 問目に挙げさせてもらいました。

2 問目は、2024 年になりますけど、国体が、私が高 1 か高 2 のとき佐賀県であって、48 年ぐらい経過したことになりますけど、2024 年に本町でも開催されるということで、その準備のいきさつとといいますか、これからの準備について、町民の一人としてお願いしたいということで、2 問目はその件でございます。

そしたら、通学路沿いの安全対策ということで質問項目を挙げておりますけれども、本町は幸い人が減らないということで、今県内でもかなり注目されている町ではないかなというふうに考えております。人が減らないということは、住みやすい町として、やはり子育てとか、利便性とか、それから、安全性とか、J R とか、大きな国道とかもありますし、そういったところで考えられるかなと思います。それで、もう少し今後増えていく可能性も十分秘めておりますので、周辺のほうから移り住まわれている方もかなりいらっしゃいますので、子育ての面でどうしても避けたいといいますか、子供たちが巻き込まれるような痛ましい事件、事故とか、そういったことが決して起こったらいけないというふうに考えて、1 問目は安全対策ということで、私が日々の見守りで気になっているところをちょっと出してみました。しばらくお付き合いください。

(パワーポイントを使用) 今画面に出しておりますのは、どこかの図鑑から取ってきたものではございません。町内で撮影したものです。中央のほうは下惣のほうから北のほうに抜けるところの田んぼに、このシーズンになるとコスモスをたくさん植えていただいております。それから、右下のほうは梅で今のシーズンなんですけれども、中学校から上分に、東に

行くほうに道路沿いに植えてありました。そこで作業されてありましたもので、許可を受けて撮らせてもらいました。左の一番上の鳥がカワセミということで、町内のみんなの公園周辺とかクリークにたくさん飛んでいますので、花に合うかなということで挙げさせてもらいました。こういうすばらしい地域、環境の下で、さらに今後、江北町が発展していく、そして、子供たちもさらに増えて、人口も増えていく。そういったところの希望を持って、今のよう利便性とか、住みやすい環境とか、子育ての幼児施設とかありますので、そこで我々が一番最終的に気をつけていかなければいけないということは、やはり子供たちにとっての安全という面で、決して死亡事故とかそういったものを起こしたらいけないということで、そういう視点で撮りました写真によって説明してみます。

通学路沿いの安全対策についてということで、いよいよ今週末には中学校の卒業式もございますし、4月になれば新学期と。特に新1年生にとっては、非常に心弾む時期でございます。そういったときに、決して事故等がないようにと思ひまして、私は小・中学校から東のほうに通学路を、ほぼ毎日自転車で通いますので、その途中で気づいた点を御紹介してみます。

これはさわやかスポーツセンターです。耳鼻科の前ですけど、ここで気になるところはどこでしょうか。黄色い看板に「この地区の子供たちは住民が守っています」という立て看板あるんですけど、その手前は割と広いクリークです。そこに残念ながらフェンスとかもございません。今の位置を西のほうから撮ったところとございます。当然、私が何を言いたいかということ、そこには落ちないようにガードレールでもつけてほしいということです。

さらに東のほうに進みますと、これは歩道ですけど、歩道の田中耳鼻科のところの少し先、左手ですが、ここから水をくまれるのか分かりませんが、やはり2メートル以上ぐらいの空間があります。そこから子供たちが下に行って遊ぶとかいうことになる、非常に危険かなというふうに感じましたので、先ほどの点と、ここにガードレール、隙間に防護柵の設置などが必要ではないかと思ひました。これは南側から先ほどの空間を撮ったものでございますが、1問目として、さわやかスポーツセンターの先ほどのところ、これが1号水路の隙間のところですけど、防護柵などの必要性はないのかということで挙げさせていただきました。お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、江頭議員におかれましては、日頃から道路の安全パトロールや情報提供等をいただきまして、感謝申し上げます。課としましても、日々の点検の中で異常の発見と早期対応に努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回質問をいただきました通学路の安全対策ですが、今年度につきましては、昨年6月に千葉県八街市で発生しました下校中の小学生5人が死傷したトラック事故を受けまして、町では緊急に通学路の点検を実施し、7月の臨時議会で議決をいただいた2路線について、夏休み中に通学路の安全対策を実施したところであります。今後も通学路の安全対策については、重要事項として取り組んでまいります。

1 間目のさわやかスポーツセンター1号水路の隙間の防護柵をということであります。

現在、交付金事業を活用しまして、通学路交通安全対策事業を実施しており、令和4年度から駅南エリア一帯を重点とした交通安全対策を実施します。この対策の中には、通行車両の速度の抑制や歩行空間を確保するためのカラー舗装化、学校周辺全体の道路の安全を高めるゾーン30の指定、歩行者等を守るための防護柵の設置等を盛り込んで進めていきたいと考えております。

今回、議員から防護柵の設置の要望がありました1号水路の隙間につきましては、事前に把握をいたしております。条件が整えば、この対策で安全対策を実施したいというふうに考えております。

以上です。

○西原好文議長

江頭議員。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。

では、続けてですけど、さらに東のほうに行きますと、2号水路というのがございます。この2号水路の西の交差点でございます。ここの中央のほうは十字路になっているんですけども、手前北のほう、向こうが南のほうで、こういう箇所では止まれとか、例えば、歩道を新しく今年度もしていただいている箇所もあるんですけど、この場所も止まれなり、この縦の線は34号、北に行きますと、信号がないので、白石方面からの車が常に入ってきます。

そして、先ほどの1号水路のところも一緒ですけど、通過する車が多いんですね。そして、ここを子供たちは通学いたします。これが東のほうからその交差点を見たんですけど、さらにちょっと悪いことに、地面に起伏があるんですね。高くなっております。ですから、車がこちらから来たときに地面が下がっていますので、ちょっと見にくくなっているかなというふうに思います。この交差点については、南から来たところがこの一角です。運が悪いことに、ガードレールが2メートルぐらい、そこもかかっておりませんでした。そこに例えば、車が飛び込むというのものもあるのではないかと感じました。そこを大きくしたところがここでございます。左から南北に行き交う車と東西の角でございます。

こちらが子供たちが学校へ向かう歩道なんですけれども、2号水路のところの角のところは、今、ロープが見えているかと思えますけれども、水路ができてから、長い間ですけど、コーナーのところのガードレールはされておりません。ロープでくいを打ってありますけど、子供たちが通学するときに、中に入り込むとかいうことも危険性としてはございます。今回挙げたのは、特に4月から新しい環境で子供たちの生活が始まるものですから、挙げさせてもらいました。

これが今の写真の南のほうのちょっと広くなったところですけども、ごみの収集のところ、特に大きく隙間は空いています。そういったところがやはり入り込むとか、ちょっとした気持ちで子供たちがふざけて間に入るんじゃないかなというふうに思いました。

今度はずっと東のほうに行きまして、ちょうど右側が野口の倉庫といいますか、このちょっと手前左のほうが消防署の8部があるところなんですけれども、「交通安全」というのぼりは立ててありますけど、その手前のほうが、ここは何にもそういうガードレールとかそういったところ、角だけでもいいので、ここを行き交いますので、ちょっと危険なところかなというふうにして挙げさせてもらいました。

これは先ほどの場所の南側です。ごみの収集になっておりますけど、こういったところの角も入り込む危険性があるかなと思いました。

これはもう少し先に進んで、今度新しく歩道を塗装していただいた野口のほうから、南から北に行くところでございますけれども、ここら辺りも川に特にガードがなかったのです。

これはさらに北のほうに進んだところのちょっと陥没しているところでございます。この家の前のほうが子供たちが通る東分～祖子分線でございます。

そして、先ほどちょっと左に行ったところにガードレールがないところがございましたけ

れども、ここは今回、野口のほうの交差点ですけど、止まれの停止線とか横断歩道とか整備をしていただいたところです。

こういう感じで危険箇所を見ていただいて、2号水路の最初申し上げましたようなところも一応御検討していただければというふうに思います。

では、2号水路の交差点のところですけど、1回見ていただいて考えてもらうことはないでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど写真をたくさん見せていただきました。2問目の質問で、2号水路の交差点にガードレール、カーブミラー、停止線用の標示をとということでありましたけれども、それ以上に議員もいろいろ危険箇所というのを把握されているなど感心したところがございます。

質問にあります2号水路のところにつきましては、先ほども言いましたように、駅南エリア一带とした交通安全対策を令和4年からすることとしておりますので、その中で条件が整えばやっていくという方向でありますけれども、先ほど写真でいっぱいいただきました危険箇所につきましては、ぜひ情報提供を課のほうにいただければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

前向きな御返事をいただきまして、ありがとうございます。どうか江北町を背負う子供たちのためによりしくお願いいたします。

では、早速、画面が出ていますので、第2問に行きます。

第2問は、2024年ですけど、今度は国民体育大会から国民スポーツ大会へと名称を変えて、佐賀県内、佐賀全域で開催されます。本町はソフトボールと3B体操の開催が予定されていると聞いております。そのときは全国各地からの来訪が期待され、心の籠もったおもてなしと安全対策が必要ではないかと思えます。本町のPRはさることながら、決して本町で事故とかなないように、万全の注意を払って、見えられる観客の人を歓迎したいと町民の一人とし

て思っているところでございます。

そこで、かなりの方が自家用車等を利用されるかと思えます。どちらに駐車場を設置されるかということもございますが、今回、新しくなる駅、整備される新幹線、それに乗じて、やはりJRを利用して駅のほうにもたくさんの方が見えられないんじゃないかなと思ひまして、2問目は、駅から会場となる中学校までのいろいろな安全対策、またそれだけではないと思ひます。担当の課では、町のPRのこととか、ふるさと納税とか、その来客によって町内に移住したいとか、いろんなメリットが生まれてくるかも分かりません。そういう中で、やはりあそこに行ってけがしたとか、歓迎の意を表すという点では、やはり万全の体制で準備をしておく必要があるのではないかということで、この質問を挙げさせていただいています。もうそういうのは分かっているということでお話しされるか分かりませんが、紹介も兼ねて、町民の方へも早めに広報してみるということで挙げさせていただきました。

予定では、花山球場から変更になった中学校ということでございます。中学校のほうを南のほうから写したものでございます。そこに今回の質問は、駅の東駐車場へ下りる階段について。2つ目、駅から幼児センターを通り、中学校までの歩道について。3つ目が大会会場となる中学校の施設設備と校舎等の整備と申しますか、そういったのは考えていただけでしょうかということでございます。

これは南側からつい先日撮ったもので、特に気にならないということでしょうか、私はちょっと色塗りあたりも必要になってくるのかなと思ったりもしております。

順を追って申し上げますと、まず1番が、新しく江北駅になりますが、駅に着かれて駐輪場を越えて駐車場がございませぬけれども、その通路にかかっている橋と申しますか、こういう状態にもなっておりますので、応援に来られた方がそこを通られることもあるかも知れません。ちょっと危険箇所ということで挙げてみました。手すりのほうもなく、仮設みたいな状況でした。

もう一つ橋がございまして、もう一つの橋は北側にある橋です。手すりがなくてロープということになっております。下は溝になっておりますが、駐輪場から下りたところでございます。

それから、今度、駅のほうから会場に行くところの水路あたりの危険箇所を挙げさせてもらいました。水路のところの隙間が結構あるところが多いなということで、たくさんの方が見えられたときに、どうかというところでございます。

中学校のほうに着きましたら、先ほどの屋根、そして、校門のほうも若干腐食が進んでおりました。これが校門のゲートになります。

それと、私がちょっと気になったのが、学校の北側から見る非常階段のところ、外階段のところが黒くすすけているような感じで、火災でも起きたかなというような感じに見えましたもので、ちょっと御紹介します。

こういう感じで、会場となる中学校ですけれども、あと2年あるのか、もう2年しかないのか、その大会会場を整備されるときに一緒に考えていただきたいということで、御紹介をさせてもらっています。ちょっと画面だけ早く回したんですけど、1番、駅の駐車場の階段の安全、よろしかったら、1番のほうをお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

議員の御質問にお答えしたいと思います。

駅東駐車場への階段の安全対策をとということでございまして、現地のほう確認をしました。2か所あります。両階段には駅東にある駐車場への近道として設置されたものであり、駐車場へ近道するには、当該階段と水路にかかった通路橋を渡る必要があります。これらの階段や通路橋については、駐車場利用者のためのものであり、その安全対策については、駐車場を管理運営されている当該施設の占有者をお願いしていくこととなります。

以上です。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。管理のほうは駐車場を設置されているところということでありましたけど、一般的に私があの辺で見るときには、駐車場を利用される方も車を利用して止めて上に上がってこられる人もおられますし、あとは、駅北にお住まいの方、新宿地区の方がふれあい通路を歩いて今の駐輪場の下の階段を歩いて商店などに買物とかいらっしゃるのを見かけます。やはり大きな手荷物を持って、今のような階段のところを通られたりするものですから、そこは町の管轄でないということでしょうが、その管理者の方ともお話しができるということであれば、ぜひ安全ということをお願いできたらと思います。

そしたら、3番目に挙げておりましたけど、大会会場としての施設設備の計画、あと校舎の外階段の塗り替え等はできないでしょうかということで3番目に挙げさせていただきましたので、答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

江頭議員、2番の駅から中学校までの歩道については、よろしいですか。

○江頭義彦議員

それも通路の安全対策もお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

2問目の駅から中学校までの歩道の安全対策をとということで、先ほど写真を流されましたけれども、駅から中学校までの歩道の安全対策につきましても、先ほど1問目で説明しました駅南エリア一帯の交通安全対策を令和4年から行っていきます。対策が必要と思われる箇所については、安全対策をその事業で実施します。

また、この歩道につきましては、国スポの補助金等の活用ができないかというのを現在調査しているところであります。

以上です。

○西原好文議長

続いて3問目、よろしく申し上げます。

答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、江頭議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

令和6年の国民スポーツ大会の開催に当たり、本町では実行委員会を立ち上げ、開催に向けて準備に取りかかりを始めたところであります。

ソフトボールの会場となる江北中学校グラウンドでは、全国から集まってくる選手たちが実力を発揮できるよう競技会場準備を行うとともに、来町される関係者や観客の方々にも江北町の魅力を発信できるよう、会場設営と運営を目指したいと考えております。町民と関係団体、行政が相互に協力し、知恵と工夫を凝らして、江北町らしいおもてなしができればと考えております。

また、学校施設の維持補修については、国スポ開催までに安全性、緊急性を考慮しながら、計画をしていきたいというふうに思います。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。48年ぶり国体から国スポという名称でもございますし、全国の選手、見学の人たち、観客の方たちを私も町民の一人として歓迎したいと思いますので、人生で一回あるかないかのそういう大会だと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

そしたら、私はこれで終わります。

○西原好文議長

2番江頭義彦君の一般質問をこれで終わります。

以上で本日の日程、一般質問は終了したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこれにて終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時 55 分 散会